

平成21年第3回竹原市議会定例会会議録

平成21年9月16日開議

(平成21年9月16日)

議席順	氏 名	出 欠
1	大 川 弘 雄	出 席
2	道 法 知 江	出 席
3	宮 原 忠 行	出 席
4	片 山 和 昭	出 席
5	鴨 宮 弘 宜	出 席
6	北 元 豊	出 席
7	宗 政 信 之	出 席
8	大 森 洋	出 席
9	稲 田 雅 士	出 席
10	唐 崎 輝 喜	出 席
11	松 本 進	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	脇 本 茂 紀	出 席
14	小 坂 智 徳	出 席
15	天 内 茂 樹	出 席
16	小 坂 明 三	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 宮 地 憲 二

議会事務局係長 笹 原 章 弘

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	友 久 秀 紀	出 席
教 育 長	前 原 直 樹	出 席
総 務 部 長	胡 家 亮 一	出 席
総 務 課 長	今 榮 敏 彦	出 席
企 画 政 策 課 長	山 本 耕 史	出 席
財 政 課 長	谷 岡 亨	出 席
税 務 課 長	久 重 雅 昭	出 席
会 計 管 理 者	大 下 建 宗	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	高 橋 賢	出 席
選 管 ・ 事 務 局 長	今 榮 敏 彦	出 席
民 生 部 長	中 沖 明	出 席
市 民 生 活 課 長	大 澤 次 朗	出 席
協働のまちづくり推進室長	森 野 隆 典	出 席
忠 海 支 所 長	堀 川 豊 正	出 席
人 権 推 進 室 長	和 泉 伸 明	出 席
社 会 福 祉 課 長	大 宮 庄 三	出 席
福 祉 保 健 課 長	前 本 憲 男	出 席
建 設 産 業 部 長	三 好 晶 伸	出 席
産 業 文 化 課 長	桶 本 哲 也	出 席
観 光 文 化 室 長	中 川 隆 二	出 席
建 設 課 長	柏 本 浩 明	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	山 元 立 志	出 席
下 水 道 課 長	平 田 静 登	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
教 育 委 員 会 教 育 次 長	新 谷 寿 康	出 席
教 育 委 員 会 学 務 課 長	亀 井 伸 幸	出 席
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	新 谷 寿 康	出 席
水 道 課 長	加 藤 洋 孝	出 席

付議事件は下記のとおりである

日程第3 一般質問

午前10時00分 開議

議長（小坂智徳君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順位4番、道法知江さんの登壇を許します。

2番（道法知江君） 第3回定例会一般質問を行います道法知江です。

1、新型インフルエンザ本格流行と本市の取り組み。

国内の新型インフルエンザの発生が広がり、ついには沖縄、神戸、名古屋と死者も出てきました。

全国的に感染は広がり、糖尿病や呼吸器疾患などの持病がある方の死亡例や重症例の報告が相次ぐ一方で、入院患者の中でも健康な人や未成年者などが大半を占めることが改めて確認され、だれもが重症化のリスクを持つと警戒されています。新学期も始まり、これから冬にかけて集団感染の拡大が懸念され、学校現場での対策も急がれます。本格的な流行が予想より早く始まった新型インフルエンザに甘い予見は通用しません。厚生労働省は、8月28日、国内における新型インフルエンザの予想される患者数の推計を発表、罹患率を20%、例年の季節性インフルエンザの2倍程度とした場合、最高で1日当たり約76万人の患者が発症し、ピーク時の入院患者は4万6,000人に上り、患者総数は罹患率20%で何と約2,500万人となる計算です。感染の早期発見や急拡大の防止に本市がどのように取り組むのか、想定外をなくし冷静な対応が求められていると思いますので、以下の点をお伺いいたします。

（1）本市における国、県や医療機関と連携した情報共有や機動的連携体制についてどのような準備が進められていますか。

（2）重症化しやすい高齢者や妊婦、乳幼児ら高リスク者対策について。

（3）高齢者の多い介護、福祉施設での集団感染を防ぐ対策についてお伺いします。

（4）学校現場、保育現場での予防策や流行が起きた際の取り組みについてお伺いいたします。

（5）基本的予防のための市民、地域、事業者への啓発活動についてお伺いいたします。

2、求められる万全の市政対応。

これまでの日本は自民党一党の優位体制が続き、一貫して政権を握り続け、そのもとで地方政治の確立、発展、そして改革が行われてきました。しかし、第45回衆議院議員選挙で民主党が圧勝し、日本は政権交代という政治の大きな節目を迎えることになり、それはそのまま自治体運営にも市民生活にも直接影響してくることになります。

こうした時代の大きなうねりの中で、市民福祉の増進に向けて市政のかじ取りをどのように行っていこうとされているのかお伺いいたします。

(1) 市長は民主圧勝、自民大敗、そして政権交代という今回の衆議院選挙の結果をどのように受けとめられておられますか。

(2) 今回の衆院選の特徴の一つに、全国自治会や指定市長会が各党のマニフェスト、特に地方分権改革に関する評価などで積極的な発言やかかわりが注目されました。市長はこうした首長の動きをどのように認識されていますか。

(3) 新政権の税制の焦点は、ガソリン税などの暫定税率を廃止、公共事業の見直し、削減で高速道路の無料化の財源に充てるとしています。都市基盤整備や道の駅はどうなるのか。補正は凍結すると言われた鳩山代表の発言で、超高速ブロードバンドの整備も含む本市における今後の影響はどのような心配がありますか。

(4) 民主党のマニフェスト、製造業派遣の原則禁止で失業者がふえるとエコノミストの多くが一層の雇用悪化を懸念しています。雇用が失われれば個人消費が落ち込み、企業業績を圧迫する悪循環に陥りかねません。本市でも好評を博した4月に発売された1億円に続き、11月に予定されている2億2,000万円のプレミアム商品券の発売方法については、個人消費の伸び悩みの中、一人でも多くの方に購入していただくために限度額、発売時間帯の検証はどのようにされるのかお伺いいたします。

3点目に、地球温暖化は待ったなし、低炭素社会への道筋、地球温暖化問題の深刻化で個人レベルでも環境意識が高まる中、ことし1月に政府の補助金制度が復活、10月1日から県内の主要スーパーマーケットやドラッグストアでレジ袋の無料配布を中止、有料化する取り組みや、11月1日からは太陽光発電の新たな買い取り制度がスタートします。これには、太陽電池の製造から販売、施工に至るまで非常に幅広い企業などがかわるため大きな経済効果が見込まれ、すそ野の広い雇用効果も期待できます。太陽電池の4月から6月期の国内向け出荷量が前年同期比82.5%増の過去最大となったことが太陽光発電協会の調べで明らかになり、用途別では9割以上を個人住宅向け発電システムが占められています。

そこでお伺いいたします。

個人住宅で太陽光発電を設置されている件数と、これまで補助金制度を活用された件数、金額、近隣市町との比較を教えてください。今後、補助金をふやすことや公共の建物、企業における太陽光発電の普及を進めるお考えはありますか。また、道の駅（仮称）、給食センターと建設準備が進む背景に太陽光発電の導入は考えられなかった理由を教えてください。

本年は、本庁舎に大規模な緑のカーテンがつくられ、庁舎を訪れた方から庁舎に来るたび涼しさを感じる、非常によいことだと大変に好評です。壁面に垂らしたネットにゴーヤ、アサガオなどつる状の植物をはわせた自然のカーテンは太陽の熱を遮るだけでなく、植物の気化熱を利用し、屋内の室温を下げる働きがあります。

この夏、学校や公共施設で実施された緑のカーテンは何か所ありますか。これに子供たちも参加されていますか。市民と一緒に進めるためにもコンクールを実施できるように提案をいたします。環境教育には生命を大切にすることを生み出す力があります。このことが、人づくり、地域づくり、未来づくりにつながっていきます。環境を守ることは平和を守ること、自然との対話の中から強く生き抜いていく喜びを若い世代に伝えていきたいと思っております。市長のさらなる環境施策に対しての強い見解をお聞かせください。

議長（小坂智徳君） 順次答弁願います。

市長、答弁。

市長（小坂政司君） 道法議員の質問にお答えをいたします。

1点目及び2点目については私が、3点目については副市長がお答えをいたします。

まず、1点目の御質問についてであります。インフルエンザの流行を乗り越えるには市民一人一人の徹底した感染防止対策の実施が最も必要とされております。市民の皆様には、手洗い、うがい、せきエチケットなどの基本的予防法について新型インフルエンザが流行した当初から広報、市ホームページで状況の変化が見られるたびにお知らせするなどして対応をお願いしているところであります。

8月下旬に広島県においてインフルエンザの流行開始の目安となる一医療機関当たりの患者数が1.0を上回り、本格的な流行が始まっているとされております。近隣市町においても流行が確認されており、本市においても流行を避けることはできない状況と考えております。地域レベルにおける感染防止対策の実施には、地域の流行状況をできるだけ早期に把握する必要があることから、インフルエンザの市内の集団発生や流行の兆しを早期

に察知するため、週報による広島県内の流行状況や竹原地域医師会が独自に毎年実施しているインフルエンザ流行状況把握調査等の情報を共有し、広島県、医師会等の関係機関と連携をとっているところであります。急激な感染拡大による地域医療崩壊や重症患者の増加を防ぎ、市民生活への影響を最小限にとどめるため、状況に応じた臨機応変に対応できる感染防止対策に努めてまいります。

次に、重症化しやすい高齢者や妊婦、乳幼児ら高リスク者対策については、社会全体で感染拡大を極力抑えることが大切であり、国の高リスク者に対する優先的なワクチン接種が行われますが、引き続き市ホームページ、広報にて感染防止対策の啓発を行ってまいります。高齢者が多い介護、福祉施設での集団感染を防ぐ対策については、新型インフルエンザに罹患する重症化しやすい基礎疾患を持つ人が多い施設なので、関係機関に対し国、県の情報提供を行うとともに、基礎的予防法の徹底、インフルエンザ症状があれば医療機関を早く受診するようお願いしております。

学校現場、保育現場での予防策や流行が起きた際の取り組みについては、学校、保育現場において基本的予防法の徹底並びに竹原地区医師会と連携のもとに臨時休校等の目安を定めております。

基本的予防のための市民、地域、事業所への啓発活動については、市ホームページ、広報において引き続き感染防止対策の啓発に努めてまいります。

次に、今回の総選挙はこれまで以上に政策が前面に出た選挙ではなかったかと思いますが、一方で国民の間に広がった不安感、閉塞感あるいは時代の不透明感という背景の中、恐らく多くの国民の方の現在の政治を何らかの形で変えていきたいという気持ちが反映された選挙ではなかったかと感じているところであります。

今回の総選挙に当たって、全国知事会や指定都市市長会が地方分権に関するマニフェストの評価を行うなど、こうした取り組みが少なからず各党のマニフェストづくりに影響を与え、地方分権というテーマが一つの争点となったことについては我々地方自治体の立場からいたしましても意義のあることではなかったかと考えております。

民主党は、マニフェストにおいて地域主権の確立、地方の自主財源の大幅増、国と地方の協議の場の法制化などを明記しております。これらについては、地方の意見に十分配慮しながら早急に具体化し、真の地方分権改革が実現されることを強く求めるものであります。民主党のマニフェストにおいて、特に地方財政に直接的に影響があると考えられる主なるものとしては、自動車関連諸税の暫定税率廃止やひもつき補助金の廃止による一括交

付金制度の創設などが掲げられておりますが、現時点では暫定税率廃止に伴う減収分の代替措置やひもつき補助金の定義が示されていないなど、地方財政の全体像が明らかにされておらず不透明な状況にあります。こうしたことから、民主党のマニフェストに係る詳細な制度の内容等については不明な点が多く、現時点では本市にどのような影響があるのか予測しがたい状況にあります。

また、新政権においては、既存予算の組み替えや税制の見直し、新年度の予算編成や政策決定プロセスの見直しなど、これまでの仕組みや手法の変更を表明されておりますが、現時点においてはそれらがどのようになるのか、まだ具体になっていない状況であります。したがって、今後の全国市長会や地方六団体が行う国と地方の協議の動向なども踏まえ、こうした国の動向について十分見きわめた上で、必要な施策の実施や予算の確保など本市の行財政運営に支障が生じることのないよう適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、プレミアム商品券についてであります。伸び悩んでいる個人消費の拡大、促進を図る目的で実施しているものであり、4月に発売しました商品券につきましては、地元店55%、大型店45%と、地元店で使用された割合が大きく、市内での消費拡大、促進に大いに役立つものと考えております。

こうした中、11月に発売予定のプレミアム商品券につきましては、より多くの消費者への購入促進を図るため、総額2億2,000万円に増額したものであり、商品券の購入限度額並びに発売時間帯につきましては市民の御意見等を踏まえ、実施主体である商工会議所と協議をしております。

以上、私からの答弁といたします。

議長（小坂智徳君） 副市長、答弁。

副市長（友久秀紀君） それでは、3点目について私のほうからお答えをいたします。

住宅用太陽光発電システム等普及事業及び補助金制度についてであります。地球温暖化防止と緊急経済対策を兼ねて、国が一般家庭への太陽光発電の普及、拡大に乗り出し、平成17年度に廃止した補助金制度を平成21年1月に復活いたしました。また、平成21年11月からは、家庭の余剰電力を電力会社が高値で買い取る新制度が創設されました。広島県も住宅用太陽光発電システムの設置及び省エネ改修による実効性のある地球温暖化防止対策の着実な推進及び住宅関連の経済需要の創設に積極的な市町に対する補助制度として、1件7万円の補助を平成21年11月より平成23年度まで実施することとな

っております。竹原市においては、平成12年度から平成17年度まで、国の補助額の3分の1、上限4キロワットで実施していましたが、国の補助金制度が平成17年度に廃止されたことにより本市も廃止をいたしました。

これまで竹原市で太陽光発電システムを設置している家屋は平成20年10月末現在で153件となっております。そのうち補助金を活用された件数は45件、金額は344万2,000円であります。近隣市町の設置件数及び補助金額の状況ですが、三原市は平成20年度の件数は69件、補助額は約940万円であります。東広島市は平成21年6月より補助制度を再開されております。また、大崎上島町においては補助制度を設けておられません。

今後におきましては、個人住宅用太陽光発電システムの設置に対しての補助制度は、国、県、他市の状況を勘案し、再開に向けて検討してまいります。また、公共の建物、企業における太陽光発電の導入については調査検討してまいりたいと考えております。

道の駅と給食センターの太陽光発電の導入についてであります。道の駅たけはらの新築工事に伴い、太陽光パネルの設置に関し、イニシャルコスト、ランニングコストの検討の結果、地球環境に優しいが発電能力に対してのコストが非常に高いことから採用を見送ることとしたものであります。また、竹原給食センターについても同様に見送ることとしたものであります。

しかしながら、太陽光発電などについては、新エネルギーの開発や国の支援制度など動向を注視しながら情報収集に努め、今後も検討してまいりたいと考えております。

次に、地球温暖化対策の取り組みとして、緑のカーテンを実施した施設につきましては、公共施設では市庁舎、福社会館の2カ所、幼稚園、小・中学校施設は8カ所、公民館は1カ所、公立保育所は4カ所で、計15カ所であります。今後の環境施策につきましては、今年度環境基本計画の策定に向けて、現在環境審議会委員の皆様には竹原市における望ましい環境像、各環境分野の基本目標、環境全般にわたる基本的な環境目標等、議論をいただいております。また、具体的な施策については庁内各課で作成中であり、来年2月ごろには策定することとしております。

市民の健康で文化的な生活を確保するとともに、低炭素社会の実現を初め、自然環境、生活環境の保全等を図り、持続的発展が可能な循環型社会の構築のため、環境と経済の両立を実現するための施策の推進を図ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） 議長から許可を得ましたので、再質問を行ってまいりたいと思います。

その前に、議長から許可を得ております1枚物、A4のものと、それとその倍のA3の1枚だけ、これを持たせていただきたいと思います。

ただいまインフルエンザ対策のことを一番最初に質問をさせていただきました。きのう、広島市内でも2校の学校が学級閉鎖、また学年閉鎖をされたというふうなニュースが入っておりました。現在、竹原市では罹患者は何名いらっしゃいますでしょうか。

それと、感染防止対策ということがるるお話をされているんですが、どうもちょっとわかりにくい。一貫して具体的な対策がないことが非常に問題ではないかなと。1番から5番までの質問の中で具体的な対策ってことがよくわかりません、理解できません。そのことの質問を再度させていただきたいと思います。

まず、その2点をお願いいたします。

議長（小坂智徳君） 福祉保健課長、答弁。

福祉保健課長（前本憲男君） 竹原市内の新型インフルエンザの罹患者が何名かという御質問でございますが、県の西部東保健所、竹原地区医師会等の罹患者等の数字をお伺いさせていただくんですが、竹原市内に限って何人かという数字っていうのは明確な数字は現在出ておりません。

それと、具体的な対策といたしまして、今先ほど市長のほうで答弁申し上げましたように、基本的な予防対策といたしまして飛沫感染、接触感染等の対策を今後啓発していきまして感染拡大の防止に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） 確かに今おっしゃるように、竹原の保健所は西部東保健所になるっていうふうに言われておりました。しかし、竹原市内で新型のインフルエンザ、これが発生されているかどうかはわからないっていうことだと思います。そういうことなんですかね。それから、インフルエンザ全体の数もわからない、竹原市における。

議長（小坂智徳君） 福祉保健課長、答弁。

福祉保健課長（前本憲男君） 竹原市内で保育所とか学校とか何人か発症されておりますが、竹原市内で全体何人かという全体の数っていうのはちょっと把握しておりません。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） そうしますと、対策も何もないんじゃないかなというふうに思うんですね。竹原市内において人数的に全然掌握できてないということは、次の段階のじゃあ対策っていうことが具体的に審議されるのか、ちょっとその辺がよく理解できません。

私、調べさせていただきまして、これ保健課長言われるように、西部東保健所での現在に至るまで第36週の現段階なんですけれども、非常に多い数字が上がってます。全国を定点当たりということで、定点医療機関、定点医療機関っていうのは患者の報告数が定点当たりで1.22とした患者数140となり流行の目安として1.0を上回ったということで、いわゆる定点ということの割合として1週間当たり何人が罹患されているかっていう数なんですけれども、広島市では1.62です。呉市では1.08、福山市では0.56、何と竹原市、東広島市、豊田郡では4.50、こういう数が出ております。こういう危機感が、県平均ですと1.45です、県内では1.45、全国平均でも2.62。私たちの住む竹原市の中が4.50と圧倒的に数字が高いわけです。この圧倒的に数字の高い中で、竹原市の中でH1、N1の新型インフルエンザに罹患されてる方がわからないということとは一体どういうことなのでしょう、明確にお答えください。

議長（小坂智徳君） 学務課長、答弁。

教育委員会学務課長（亀井伸幸君） 恐れ入ります。学校現場のほうの状況につきまして報告させていただきます。

現在、竹原市内の学校現場で新型インフルエンザと思われるとされます罹患者は、いわゆる出席停止を受けた子供は4名ございます。県が基準にしております7日間のうちに同一学級の中で2名以上発生しますと集団発生ということになりますが、これらはそれぞれ期間を置いて発生しておりますので、集団発生という形では理解しておりません。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） 学校現場ではわかったんですけれども、福祉施設とか介護施設とか高齢者施設あると思います。また、それ以外の方の掌握は福祉保健課のほうでは、福祉部局としては掌握をされていないということになるのでしょうか。再度お伺いしたいと思います。

議長（小坂智徳君） 福祉保健課長、答弁。

福祉保健課長（前本憲男君） 福祉部局のほうで施設のほうからの新型インフルエンザの

罹患という報告は入っておりませんが、保育所のほうで2名の方が新型インフルエンザに疑われるんじゃないかというのがありました。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） 新型H1、N1の罹患者が竹原市にはいるという、最低でも6名はいるというふうなことが今わかりました。それに伴いまして、例えば保育施設で子供さんが保育施設に通っててなった。これは福祉施設だから社会福祉課のほうに問い合わせをするのか、また学校関係なので学校のほうに、担任の先生に問い合わせをするのか、そういうこととか、また市民の方から高い熱が出たと、そうなったときにすぐに病院に行くほうがいいのか、また自宅待機をするべきか、電話をして最寄りの医療機関に問い合わせをするほうがいいのか、そういったまず入り口の段階からの説明をお聞かせいただきたいと思えます。

議長（小坂智徳君） 社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（大宮庄三君） 保育施設につきまして、先ほど福祉保健課長が申し上げたとおり、2施設においてそれぞれ1名ずつのインフルエンザの患者が発症しております。これは集団発症ではございませんので、集団発生の場合は新型かどうかという特定をされるそうですが、集団発生でございませぬので、A型のインフルエンザという確認にとどまっておりますが、受診した医師の所見によれば現在そういうことで、今の状況からいってほぼ新型であろうというような意見もいただいておりますが、それぞれの当該児童につきましては、治癒いたしまして現在保育所に通っておりますと、こういった状況であります。

それから、インフルエンザが発症した場合においてということではありますが、9月3日付で福祉事務所長名で保育所に通っております保護者に対して新型インフルエンザについてのお知らせを改めて出させていただきました。これまで、うがいとか手洗い等の励行について保育所だより等で保護者への啓発を行っておったところでありますが、改めて今日の状況を踏まえまして新型インフルエンザについてのお知らせを出したところです。

その中で、問い合わせ先といたしましては社会福祉課施設係のほうへ問い合わせをしてくださいということでもありますし、またお願いしたことにつきましては、37度5分以上の発熱があった場合にはインフルエンザに対する対応のため、この37度5分の発熱であった場合というのは保育所で熱があると思われて検温して、それで37度5分があった場

合には直ちに保護者のほうへ連絡いたしますよ、それでその対応をお願いしますねということ。それから、毎朝検温していただいて、熱がある場合は病院を受診して保育所を休ませてくださると、こういうお願いをいたしております。

それから、複数の児童が発症した場合におきましては、学級閉鎖または園の閉鎖をすることがありますというお願いにしております。御承知のとおり、保育所というのが保育に欠ける児童を預かっておる施設でございます。そういった意味で、保護者の就労やさまざまな課題の保障という観点があるわけでありますが、そのこととインフルエンザの蔓延を防ぐという両側面の中で適切な判断をしまいたいと思っております。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） 確かにA型インフルエンザというふうに言われて、そこからさらに新型のH1、N1かどうかということの検査に関しては、あくまでも患者さん自身が検査をしたいということを申し出ないと、金額的にも莫大な金額だというふうに伺っております。まだまだ蔓延する可能性もあるということです。

沖縄のほうが非常に大変な状況だったということを知りましたので、これお話しさせていただきます。

現状は、数多くのインフルエンザの患者が医療機関に来院し、救急病院を中心に年末年始のような忙しさが継続、特に休日、夜間は救急病院に患者が集中した。これに対策としては、医師会所属の医療機関に休日、時間外診療を依頼済み。2点目、現状は医療機関における電話での問い合わせも多いため、電話対応に人員がかかれざるを得ない状況である、この対策として沖縄県看護協会からのボランティア参加を要請し、基幹病院における時間外相談の実施をしている。3点目に、重症患者を治療している子供病院などICUにおける患者増加により、ICUにおいて術後、対応が必要な手術などが待機状態になっている。この対策として、人工呼吸器の使用状況を把握する新型インフルエンザ小児医療情報ネットワークを構築した。こういうふうに沖縄のほうでは混乱のさなかではありますけれども、対策に乗り出している。これは、厚生労働省のホームページに載っております。こういうことは国はきちっと出されていると、ましてや県のほうも出されている。しかし、竹原市の西部保健所においては掌握もさながら、具体的な対策っていうのが一体どうなのかというのを私は非常に心配をしております。

例えば、この答弁書の中のところなんですけれども、新型インフルエンザが流行した当初から広報、市のホームページで現況の変化をお知らせしている、またワクチン接種など

のことについても引き続き市ホームページ、広報にて感染防止対策の啓発を行っている。最後のほうに、基本的予防のための市民や地域事業所への啓発活動については、市ホームページ、広報において引き続き感染防止対策の啓発を努めていると。何と、私の一つの質問の新型インフルエンザ本格流行の本市の取り組みについてとお伺いしている中に、3カ所も広報、市ホームページでお伝えしている、ホームページや広報でお伝えしてるんだから、あとは御自分自身の健康管理に留意していただく以外ないと、まるでこのような、ちょっと答弁書の中にも非常に竹原市の現状をかいま見るような文書ではないかなというふうに私は率直に思いました。

もう一度お聞きいたします。

臨機応変に対応できる感染防止策というのは、一体どういうことになるのか。そして、文章に書いてあります基礎的予防法の徹底というのは、どこでどのようにされるのか。そして、高リスク者に対する優先対策、これはどういう対策をとるのかということをお伺いしております。済みません、もう一度お聞きしたいと思います。

議長（小坂智徳君） 福祉保健課長、答弁。

福祉保健課長（前本憲男君） 状況に応じた臨機応変に対応できる防止策の質問でございますが、先ほど議員さん御指摘ありました沖縄県でありましたように、患者発生が拡大しますと医療機関なり市民生活にも支障を来すというふうな状況になりますので、患者発生のスピードを緩やかにするために、せきエチケットなど基本的予防法の徹底など啓発などを行ってまいりたいと考えております。

それと、基礎的といいますと、先ほど申しましたように飛沫感染、接触感染など感染拡大につながらないような対応を市民の方々にしていただき、適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

高齢者などの対策でございますが、先ほど市長が答弁申し上げましたように、大変インフルエンザに罹患すると重症化しやすい基礎疾患を持ってる方が多く入所されてる施設などで、国、県などの対応等の情報を提供するとともに、インフルエンザ症状があれば医療機関に早く受診するようにお願いしておるところでございます。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） 何遍聞いてもちょっと同じような状況の御回答ですので、皆様の手元のほうに議長の許可を得まして出させていただきます。竹原市のホームページ、答弁

書によりますと、市の広報、ホームページをごらんになってください。市のホームページではたったこれだけなんですよね。たったこれだけしか書いてないです。

それと、おっしゃいました広報たけはらも見させていただきました。9月の広報たけはら、一行もインフルエンザのことを書いてないです。

それと、そうはいつでも保健センターのほうは一生懸命頑張っていたので保健センターのほうにも行かせていただきました。探しました、どこにポスターとか掲示されてるのか。一生懸命探して探して、やっと1枚見つかったのがこのA3の新型インフルエンザのこと、常識の範疇の内容しか書いてありません。実態的にはこういう実態なんだということを見ました。本当に厳しい状況だなと思います。危機感というのがどうなのかということを感じます。

もう一つ、次から次へと非常に心配なことなんです、例えば市のホームページを開ける人はいいと思います。どこかで広報を見られる方はそれはわかると思います。しかし、視覚障害の方とかコミュニケーション能力の低下されてる方っていうのが最近非常にふえております。そういう方に対するお知らせというのは、注意喚起というのはどのようにされるのか、これを1点お伺いしたいと思います。

ちなみに、身体障害者の交付手帳を持っていらっしゃる方なんですけれども、竹原市は視覚障害の方が何と100名いらっしゃいます。そして、あらゆる障害の、障害者だということの障害別になってますけれども、障害手帳を交付されて持っていらっしゃる方が1,692名もいらっしゃいます。あわせて、ホームページ、パソコンが使える方は一体じゃあ何人ぐらいいらっしゃるのか。例えば、竹原市にお住まいの60歳以上の方は1万1,929人いらっしゃいます。そして、65歳以上の方は9,321名いらっしゃいます。8月31日現在のこの数になります。1万人近い方が高齢者の方がいらっしゃるという実態です。65歳以上の高齢者の方は9,000人いらっしゃる。この方がホームページを開いて、そして県のほうにリンクしてくださいなんていうことまでできるのかということです。ちょっとその点についてお伺いしたいと思います。

議長（小坂智徳君） 福祉保健課長、答弁。

福祉保健課長（前本憲男君） 現在竹原市内の視覚障害者の方が手帳を持っておられる方で100人ほどいらっしゃいます。視覚障害者に対しての広報等の啓発でございますが、声の広報といたしまして広報の点字版及び録音テープを発行いたしまして、視覚障害者に対して無料配付をさせていただいております。また、高齢者の方々に対しても事あるごと

に、保健センターが今健診事業なり保健事業で高齢者等の相談事業、健診等を行っている、そういったその都度その都度、こういうインフルエンザ基本対策について啓発等を行っておるところでございます。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） コミュニケーション能力のない方、低下されてる方っていうのもいらっしゃると思います。広報を市民の皆さんに配っているの、それをごらんになっていただければというふうなことかと思うんですけども、配っているのと実際に見ているという、認識していただいているというのでは大きな隔たりがあるのではないかなというふうに思います。

また、それ以外に、例えばほかにどのように市民にお伝えできるのか。例えば民生児童委員の方、自治会とか公衆衛生協議会とか事業所、学校等、そういった形でしかないと思うんですけども、何かほかに方法はありますでしょうか。

議長（小坂智徳君） 福祉保健課長、答弁。

福祉保健課長（前本憲男君） 先ほども答弁させていただきましたように、保健センターで行います健診ですか、こちら、妊婦の方とか訪問指導とか、4カ月から5カ月児、9カ月から10カ月児、1歳半児、3歳児健診等の健診でお母さん方に啓発をいたしまして、また65歳以上の健康相談、栄養教室などで手洗いの励行、せきエチケットの基本的予防法の徹底をお願いしているところでございます。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） 独居老人の方とか情報がなかなか伝わりにくい方、こういう方に関してのこれから、例えばそういう方が罹患されたら、そうなったときの自宅への食料の手配はどうなるのかとか、これ市民の皆さんの声です。職員の方が罹患した場合はどうするんですか。それから、人が集まる場所、9月27日はふくし健康まつりが竹原ではございます。そういった人がこれからたくさん集まる場所はどうなんでしょうか。敬老会等は、東広島の高屋は今回は自主的に見送りを決定したとか、そういった具体的な例も出てくると思ってます。市民の方から不安をいただいております。一日も早く、もう一度対策というものをきちっと練り直していただきたいなというふうに思います。

例えば、子供さんの、小児に対する脳症の兆候というのは非常に危険だというふうに書

いてありますので、あわせて学校関係を通しましてもう一度、再度徹底をお願いしたいと思えます。

東広島のホームページも取り出したんですけども、東広島のホームページ、まだ3枚ぐらいのつづりで絵も書いてあってよくわかりやすくなってました。ちょっと竹原市と非常に比べていただいたらどうということなのかなというふうに思えますので、しっかりと担当部局で医療機関におけるいろいろ新型インフルエンザ等の今後心配される点、10月からワクチンということもあります。そのワクチンは一体どういうものになるのか、どういう順序で接種されることが始まるのか等を事前に調査しながら、事前にいつ来ても体制をしっかりと整えてると言っていたような担当課であっていただければなというふうに思っております。

いずれにしましても、たくさんの御答弁、再度答弁していただきまして本当にありがとうございます。刻々と状況は確かに変化してるこの新型インフルエンザです。大変な御苦労をしていただいていると思いますが、引き続き厚生労働省、また県の連携を密にした的確な情報を市民に提供していただいて、重篤の方とか死亡者の発生が未然に防げるように市として総力を挙げて取り組んでいただきますことをお願いしたいと思えます。

第2点目の質問をさせていただきます。

第2点目なんですけども、民主政権の求められる万全の市の対策について質問をさせていただきました。その答弁の中のところから行かせていただきたいと思えます。

私ども公明党も去年の夏から死に物狂いの戦いをさせていただいてたんですが、皆様から本当にたくさんの御支援をいただきましたが、民主党圧勝ということに力及ばず、しかしながらまた原点に戻って捲土重来の思いで再びまた頑張ろうというふうに決意を固めさせていただきました。

そこで、民主政権が竹原市におけるいろいろさまざまな問題ということが今後発生し得るのではないかということが予測された上で原稿を書かせていただいております。暫定税率が廃止されると市費、合わせて歳入で幾らの減額になるのか、ちょっとお聞きしたいと思えます、その1点。

そして、子ども手当が2万6,000円の現行をするというふうに民主党は言われております。児童手当、国、県、市の負担割合と仮定すると幾らぐらいの負担増になるのか、このこともお聞きしたいと思えます。

それと、21年度分の子育て応援特別手当の実施も予断を許さない状況になっているの

ではないか。

このことについて、まず3点お伺いしたいと思います。

議長（小坂智徳君） 財政課長、答弁。

財政課長（谷岡 亨君） 失礼します。

自動車関連諸税の暫定税率の廃止に伴う歳入減の見込みということでございます。民主党のマニフェストにそのような暫定税率の廃止ということが掲げられております。これの地方財政への影響が懸念をされるというところでございます。本市の21年度の予算をもとに、仮に廃止をされた場合と仮定した状態での試算をしますと影響額、約7,200万円程度ではないかという試算をしております。ただ、この暫定税率廃止に伴う廃止だけではなくて、代替措置というようなことも今現在触れられておりません。それから、マニフェストの中では地方の財源というのも大幅に移譲するというようなことも書かれております。そういったことで、地方財政全体の姿という形では、まだどのような姿になるかということにおいては不確定要素が多いというところでございますので、この数字だけでこれが即影響があるというようなところはまだ判断できないものというふうに考えております。よろしく願いいたします。

議長（小坂智徳君） 市民生活課長、答弁。

市民生活課長（大澤次朗君） 現行の児童手当と民主党がマニフェストで言われております子ども手当の制度について変わった場合の影響についてということの御質問でございます。

まず、子ども手当につきましては、ゼロ歳から15歳まで所得制限を設けずにすべての児童に支給する、22年度については1万3,000円、23年度以降については2万6,000円というような情報程度を聞いております。その負担割合等についての具体的なものはまだ示されておられませんので、この影響を比較するという事は非常に難しいことではありますけれども、現実に現制度と新しく施行される制度については、いわゆる3年間、中学生についての人数がふえ、額もふえるということで、単純計算ではできますけれども、今そこのところの計算はいたしておりませんが、約800人程度受給者がふえるということ把握をさせていただいております。

それと、現在児童手当については、原則国の負担割合につきましては、国、県、市、それぞれが3分の1を持つというような状況になっておりますが、その負担割合については子育てのほうは示されておられませんので、大変申しわけないですが、今の答弁にさせてい

ただきたいと思います。

議長（小坂智徳君） 社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（大宮庄三君） 子育て応援特別手当平成21年度版につきましては、経済危機対策として幼児教育期の子育ての負担に配慮する観点から、本年10月1日を基準としまして、3歳から5歳までの児童1人当たり3万6,000円を平成21年度に限り支給するというものです。国庫10分の10の補助率で、国において補正の予算措置がされておりますが、御質問のとおり、政権交代によって補正予算の見直しが報道されております。現在、子育て応援特別手当平成21年度版につきましては、具体的な状況が明らかになっておりません。今後、国の動向を把握し対応を図ってまいりたいと思っておりますが、本議会に計上いたしております補正予算につきましては、この手当の支給に係る事務手続上の日程の関係から本議会に計上せざるを得ないと、こういったことでありますので、よろしくお願いを申し上げたいと、このように思います。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） 21年度分の子育て応援特別手当は3歳から5歳まで3万6,000円は支給される見込みだというふうに解釈をいたしました。

民主党のちょっとした心配な点があるんですけども、公務員制度の改革実施計画が2011年から13年、策定する方針を固めたと新聞紙上に書かれてありました。これによりますと、給与の引き下げとか大幅な人員削減ということが新聞で9月14日の新聞に書かれてありました。国家公務員が約57万5,000人の給与引き下げは、同様の仕組みで給与を改定する地方公務員約290万人への波及が必至だと。国や自治体の厳しい財政状況を考えれば引き下げはやむを得ない面もあるが、国と地方の合計で350万人近くに達する公務員の給与引き下げは各家計の可処分所得を減らし、地域経済を冷え込ませる要因になりかねない。民主党の有力な支持団体である官公労が給与引き下げや人員削減に反発するのも確実。特定の支持団体に配慮して政権公約の実現が中途半端に終わることになれば国民の失望を招くというふうに中国新聞に書かれてありました。これは、国家公務員だけではなく、地方公務員にも及ぶ当然給与の引き下げ、または人員の削減ということが思われると、懸念されてると思います。このことについて1点お伺いいたします。

それに、例えば雇用の悪化ということなんですけれども、与党である自民党、公明党で緊急経済対策の中、雇用調整助成金というのをい出していただきました。その中で、助成金の支給日というのが日数には300日の上限が設けられております。しかし、不況が長

く続いておりますので、この需要の回復がおくれれば本当に余力のない企業というのは雇用の削減に追い込まれていくのではないかと。エコノミストの多くも一層の雇用悪化を懸念していると。民主党は製造業派遣の原則禁止という方針も派遣制度がなくなっても正社員に登用されるのはごく一部との見解が多く、かえって失業者がふえてしまうことを危惧する声が多いと。企業の体力が低下している現状を見れば、最低賃金の引き上げも容易ではない。さらに、4月から6月のGDPの高成長を支えた公共事業が大幅に減ることになれば、地方経済を支える建設業の経営は一層苦しい状況になるのではないかと。また、この結果として雇用が失われることになればGDPの約6割を占める個人消費が落ち込み、さらに企業業績を圧迫する悪循環になりかねない。ようやく底打ちの兆しが見え始めた経済を再び悪化させる事態は断じて避けたい、避けなければいけないというふうに思うと思うんですが、このことについていかがお考えなのか質問させていただきたいと思います。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） 先ほど来、財政課長等も御答弁申し上げますとおり、全体像としてはまだ我々も新聞記事等で情報を入手している状況でございます。当然、地方公務員の給与というものは、基本的には人事委員会等を持たない、本市を含めた地方公共団体については人事院勧告というものがそのよりどころになっておりまして、国の方針に基づきそれらの動向というものが基本になるものというふうに考えているところでございます。状況を踏まえた対応を今後進めていくというふうなことになるかと思っております。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） 政権が発足されましたらいろいろな事態が急激に起きてくるのではないかとこのように思いますので、そのことも踏まえて、消費という、消費の拡大がどうなのかということがすごく心配される場所なんですけれども、2点目の最後のほうに質問をさせていただいております、4月にプレミアム商品券が発行されて、4月28日だったですかね、わずか2時間45分で完売されたということで、非常に市民の皆様も関心を抱いております。これをまた11月に行うということで、消費が冷え込むのではないかとこの中、しかしそのプレミアム商品券のことについて、もうちょっと詳しく、答弁書ではこれから検討しないといけないということを書いてあったんですけども、もう前回も何回となくプレミアム商品券のことはどのように発売されるのかということ質問されてると思うんですが、回答では市民の御意見を踏まえ、実施主体である商工会議所と協議して

まいるというふうに書いてありますが、市民の声というのは具体的に、例えば前回10万円までの限度額とされていた、しかし10万円お金持って何回も何回も並んでる人もいたよってというようなこととかありますので、その限度額を三原だったですかね、5万円にするとか、そういうふうに半分にされるのか。また、発売時間帯に対してはどのように検討していこうとされているのか、そのことを今主婦の皆さん、一生懸命財布の中身と、疲弊していくであろう、厳しい情勢になるであろう経済の状況をかんがみながら、財布のひもを調整しながら待っている状況なので、今現段階で希望的な見えるものをちょっと教えていただければなというふうに思います。

議長（小坂智徳君） 産業文化課長、答弁。

産業文化課長（桶本哲也君） 失礼いたします。

ただいま議員のほうがおっしゃられましたとおり、4月に発売いたしましたプレミアム商品券につきましては全体で2時間45分で完売したというようなことで大変好評を博したというふうに私どもも思っております。その中で、市民からいただきました御意見といたしましては、発売日が平日ということでございましたので、仕事等により買いに行くことができなかったというような御意見でありますとか、また市内6カ所で発売したわけですが、その中には30分程度で完売したという発売所もございまして、他の発売所へ回って買いに行かれたというような御意見等もございました。またそういった御意見をもとに次回11月に予定しておりますプレミアム商品券の発売に関しましては、より多くの消費者の方に購入していただけるように、先ほど申されました購入限度額でありますとか発売日につきましても商工会議所とこれから協議をしてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） そうですね、わかり次第、できるだけ早く市民の皆様に周知をしていただければなというふうに思います。

1点だけ、先ほどのるる、民主党の政権が変わったということで、いろいろな予算の組み替えというのが行われるということの中で、1点だけ忘れてたことが、大事なことですけども、竹原市の超高速ブロードバンド整備のこと、これ1点聞き忘れておりました。待望とする、各家庭においてもそうですし、企業の皆様にとってもそうですし、待望とされていた超高速ブロードバンドの整備、これ事業費に係ると13億9,500万円かかると、それが竹原市の補正予算債でいくと9,300万円で、持ち出し分としてこれで

済むということで、全員協議会のときに聞かせていただいております。この待望の待望の超高速ブロードバンドの整備のことについては、市としてはどのようなスタンスで臨んでいくのかお伺いしたいと思います。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） 先日の全員協議会でもお話をさせていただきましたとおり、議員さんのほうから御説明のありました今回の国の支援措置の中にあります公共都市臨時交付金の占める割合というのは非常に大きく、我々にとって非常に有利であるという認識をしております。実は、この交付金の決定についてはいまだなされていないのが状況でございまして、この交付金の動向によりましては非常に我々としたら検討をしなければいけない状況になることもあろうかというふうに想定をしております、慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） 待ちの姿勢ではなく、ぜひ陳情とかどンドン進んで出て、ブロードバンドの整備に向けて竹原市は何としても今必要なんだということを叫んでいただきたいと思うんですが、このことについていかがお考えでしょうか。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） 議員御指摘のとおりでございまして、我々としてはこの環境整備について、竹原市が悪く言えばブラックホールにならないように、当然施策としては進めるべきというふうに考えております。繰り返しになりますけれども、国の支援スキームが確定されることを念じつつ、それにつきましては、今までも国、県を通じて要望もしております。これからもそういう機会がございましたら、そのように求めてまいりたいというふうに考えております。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） ありがとうございます。

それでは、最後の低炭素社会への道筋についてお伺いしたいと思います。

今、地球環境のことというのは、どこの何をいろんなところで声が上がってると思うんですが、地球と一体の自分ってということをみんなが考えていかないといけない、そういうことを考えていかないといけない時代になってきているのではないかと。地球と一体の自分なんだということ。

きょう16日、中国新聞を見させていただきましたら、あっ中国新聞じゃない、ほかの

新聞だったかも、新聞の中に国際オゾン層保護デーっていうのがきょう16日に当たるそうです。英知を結集して地球環境を守らなくてはならないということを国際オゾン保存保護デーという日に当たるそうです。ちょうど時を同じくして、私の低炭素社会への道筋のことを御質問させていただくのになんか時がぴったんこ合ったかなというふうに思うんですが、何点かお伺いさせていただこうと思います。

まず、11月から家庭の余剰電力が電力会社で高値で買い取りをしていただけるようになったと思います。金額を教えてくださいたいと思います。

それと、ほかの近隣市町の状況をお聞きさせていただいているんですけども、東広島市の回答がちょっと途中で終わっております。三原市は20年度、件数69件、東広島市の補助制度の件数とか書かれておりません。近隣市町と比較したいのですけれども、回答がされておきませんので、ここについて再度質問をさせていただきたいというふうに思っております。

それと、道の駅と給食センターのこのところで、太陽光パネルの設置に関してイニシャルコスト、ランニングコストの検討の結果、厳しいということだったんですけども、やめた理由、具体的にランニングコストの差をお聞かせいただきたいと思います。

議長（小坂智徳君） 市民生活課長、答弁。

市民生活課長（大澤次朗君） まず、電力会社が買い取る制度の金額を教えてくださいということで、今現在24円を倍額の48円、1キロワットアワー当たり48円ということであります。

それと、近隣の状況について、東広島市についての部分につきましては、別途補助が現実に12年で廃止をされておられて、21年6月から再開されたということで実績をちょっと調べることができなかったということの状況ですので、御理解いただきたいと思っております。

議長（小坂智徳君） 都市整備課長、答弁。

都市整備課長（有本圭司君） まず、道の駅の太陽光パネルについての比較検討でございますが、竹原市の敷地は北側に面しておりますので、地上面での設置は困難であったということ、また壁面での設置に関しましても、南側の壁では面積が確保できないということで屋上もしくは屋根面での検討を行ってまいりました。

太陽パネルの大きさは、1枚ごとの長方形のモジュールというのがございまして、組み合わせて最大面積にして策定をして、本施設で約10キロワットのパネルが設置可能であ

るというふうに検討をいたしてまいりました。

敷地の形状、また南側には国土交通省の建物が隣接しているということで、方角などの規制が多くなるということでもございました。その設置場所として、屋根あるいはかわら部分への設置を選定して、その結果、方式の比較、インシヤルコスト——初期費用投資額でございませう。それとあわせて、ランニングコスト——維持管理の検討の結果、地球に優しい発電能力に対してのコストが非常に高くつくことで採用を見送ったわけでもございませうが、その結果、おおむねインシヤルコストにつきましては、投資額が約1,700万円ほどかかるということでもございました。それから、ランニングコストにつきましては、50年を想定いたしまして、50年を経過いたしますとやはり電池の耐用年数の交換等々がございまして、比較するとその中でも約2,500万円ほど増額が見込まれるということで見送りをいたしております。

以上でございませう。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） 非常にランニングコストの話をしていただいて、よくわかるようでもわからないなというふうに思うんですけども、どういった方向に今後向かっていくかという、環境問題ということは絶対に外すことはできませんので、持っていくのかなというふうに思います。例えば、今回の補助金の中でも竹原市は補助金を出してなかったと思うんですけども、ほかの今言われた東広島はわかりませうて言われたんですが、6月1日からやった件数では57件、さらに当初予算で57件、さらに補正で119件、トータル176件が太陽光発電を設置された家屋があるということです。

一住宅では、1キロワット当たり、先ほど言われたように売電ということは48円です。例えば、買い取り期間というのを今後10年間というふうに見込んだ上で、新築住宅に3.5キロワットの発電システムを取りつけた場合、導入費用は約185万円、国や自治体の補助などで自宅で消費した電気代や余った電力を売った収入を加えれば、新制度では10年程度で元が取れる計算になると、そういうことが新聞でも載っております。今後、ますます一人一人が環境問題に積極的に取り組んでいかないといけないときに、市の目指す方向性っていうのを最後のほうに、私も再度市長のほうにお聞きさせていただいて、強い御回答をいただきたいというふうに思っております。

そこで、せめてそれではお金のかからない方法として何ができるかということで質問をさせていただいた、今回庁舎のところに張っております緑のカーテン、これで幼稚園とか

いろいろな小・中学校で行っているというふうに聞きました。幼稚園、小・中学校の植えつけは子供たちもされたのかお答えしていただきたいというふうに思います。

議長（小坂智徳君） 学務課長、答弁。

教育委員会学務課長（亀井伸幸君） 幼稚園、小学校を含めまして8校報告させていただいておりますが、植えつけ面積といたしますか、幅といたしますのは、大体長いところで1教室分あるいは5メートルから6メートルぐらいというふうに報告を受けております。子供たちが当然参加してやっておりますけども、すべての全校生徒が取り組むというような実態ではございません。総合的な学習の時間等を活用しまして、一部の学級、学年で取り組んだというのが実態でございます。

議長（小坂智徳君） 市民生活課長、答弁。

市民生活課長（大澤次朗君） 保育所について公立保育所が4カ所、アサガオ、ゴーヤ等の植えつけを行っております。当然、児童と一緒に植えつけを行っておりますし、環境の教育の一環としてそういうアサガオ、ゴーヤを育てるために、年長児童というんですか、が毎日水やりをやるというような取り組みをされとるということ聞いております。

以上です。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） ありがとうございます。

子供たちの手で自然環境というのを学んでいくということは非常に大切なことになるかと思えます。

これは、一つ提案になるんですけども、お金をかけないで市民の皆さんが参加型の緑のカーテンというのをいろんなところでやってみてはどうかというふうに思います。春に個人とか団体等に苗をお配りしながら、希望者の方にはゴーヤとかニガウリとかヘチマとかキュウリの苗をお配りして、出前講座とかそういったところで普及をし、市民と一緒に進めていく、それを写真コンクールのような形をとったりすることはどうでしょうか。なった実がさらに漬物をつけたりしながら、漬物コンクールとかキュウリの漬物をつくるとか、そういったことでさらに道の駅で販売するとか、そういった循環型の自然環境豊かな竹原市がこういうことをしてるんだっていう新しい発想というのも大事ではないかなというふうに思います。

話はちょっと戻りますけども、太陽光などの補助金をふやすこと、また公共の建物とかで太陽光発電の普及を進めていこうという考えは今後おありになるのかどうか。せめて電

球をLEDに切れたところからかえていくとか、そういったお考えはあるか、1点お伺いしたいと思います。

議長（小坂智徳君） 市民生活課長、答弁。

市民生活課長（大澤次朗君） まず、最初のグリーンカーテンの取り組みにつきましては、市民生活課が事務局を担当しております公衆衛生協議会と忠海の東公民館で、その地域でそういう取り組みをやってまいりました。その参加者につきましては、市民が約50名、小学生、またその他7名で、計76名でアサガオ、ゴーヤを植え、エコ意識を高めることでそれに取り組んでまいりました。今回はその1地区ではありましたが、そういうことも含め、今後地域活動を市内全体に広めていきたいと考えております。

それと、太陽光の個人住宅向けの補助の質問ではございますが、御答弁申し上げてるとおり、できるだけ早い時期に再開をするということで取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） 企業では、鉄鋼生産の高炉やすべての、竹原市もそうですけれども、火力発電所にCCSと呼ばれるCO₂を地中に封じ込める技術を導入することになりました。竹原電発もそうです。そういったことで、企業も含む、また市民の皆様も巻き込んで、ぜひ児童、子供さんに対しては環境教育や食物の関心も高まるということが教育効果も期待できるのではないかなというふうに思いますので、循環型の教育とエコの町というような形で、そういったスタイルで環境問題は検討していただきたいなと思います。市長に一言そのことについて御答弁いただければなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（小坂智徳君） 市長、答弁。

市長（小坂政司君） 議員御指摘の地球温暖化防止というのは国際的にも、また日本においても最重要課題であると思います。経費の問題等々もありますけども、できることからやるという提言の中では、今言われましたようなグリーンカーテン、あるいは小さなことでは打ち水とかということもあります。そういったことにおきましても、市民に十分啓発をしてまいらなければならないというふうに思っております。

また、太陽光発電あるいはLEDの話でございますけども、太陽光発電の中でのパネルはこれから刻々と技術革新が進んで、屋根とかというような話ではなくて、窓ガラスにも張れるようなパネルが今開発をされておまして、これからコスト面と技術革新で非常に国民にとって利用しやすい、そういった社会になろうかというふうに思っております。

で、先ほどのお話のように、我々が取り組む太陽光発電の助成制度につきましても、早急に国、県もやっておるわけですから、我々も早急に再開をしてこの普及に努めてまいりたいというふうに思っております。企業においても、先ほど言った応分のそれぞれの負担をされるわけですから、我々市民もそういった意味で市の施策として環境、低炭素化の社会へ向けて取り組みを進めてまいりたいと、このように思っております。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） 力強い御答弁ありがとうございました。

世界じゅうに大きな勇気と希望を送ったアフリカのケニア、ワンガリ・マータイさんの言葉にあるんですが、地球環境問題の悪化が懸念されてる中、アフリカの緑を守るということでグリーンベルト運動、皆さんも御存じのように木を1本ずつ植えていった、環境を大事にする心をはぐくんでいった、ノーベル平和賞を2004年にいただいております。母と子が一緒に苗木を植えながら世界じゅうに勇気と希望を送っていったということがございました。また、ニュージーランドの先住民、マリオの英知の進言には、世界で最も大切なものは何か、それは民衆だ、民衆だ、そして民衆だ、そういった言葉がございました。このとおりになるように、今後の市政運営、選挙もごさいますけれども、市長選もごさいますが、このとおりになるように民衆が主体になるような市政を今後とも目指していただきたいと思っております。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。まことにありがとうございました。

議長（小坂智徳君） 以上をもって道法知江さんの一般質問を終結いたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午後 1時00分 再開

〔議長交代〕

副議長（稲田雅士君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位5番、松本進君の登壇を許します。

11番（松本 進君） 一般質問を行います。

1つは、国民健康保険の一部負担金、すなわち医療費窓口負担金減免の実施についてであります。

厚生労働省は、ことし7月1日付で生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応について及びことしの7月10日付で国民健康保険における一部負担金の適切な運用に係るモデル事業の実施についてという通知を出しました。この通知は、昨年7月10日に厚生労働省がまとめた医療機関の未収金問題に関する検討会報告書の中で、医療機関の未収入金は生活困窮と悪質滞納が主要な発生要因との指摘を受けて出され、1つには国民健康保険の一部負担金減免制度、いわゆる国民健康保険法第44条減免の適切な運用、2つ目には医療機関、市国保担当、生活保護担当の連携によるきめ細かな対応で、一定程度の未収金の未然防止が可能だとしています。

昨年秋以降の急激な経済不況による雇用破壊や所得の低下で国保税や医療費一部負担金、いわゆる窓口負担金の支払いが困難な方が増加することが心配されています。全日本民主医療機関連合会がことし3月発表した2008年国保死亡事例調査では、国保加入世帯の中で経済的事由により受診がおくれ、死亡に至ったと考えられる事例が2008年の1年間で31件あったと報告しています。だれもが安心してかかれる医療保障の再生は急務です。特に、具体的な対応として、高過ぎる国保税の引き下げ、無保険問題の解消と医療費窓口負担の軽減は緊急課題であります。

そこで、市長に伺います。

1つには、国民健康保険法第44条に基づく一部負担金すなわち医療費窓口負担金減免の早急な実施を市に強く求めます。市長の御所見をお聞かせいただきたい。

2つ目には、竹原市内医療機関の窓口で発生する未収金問題の現状把握と対策について。

3点目に、ことし7月10日付厚生労働省通知は、生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応については、医療機関、市町村の国保部局、福祉事務所等に国民健康保険の保険税や一部負担金、医療費窓口負担金を支払うことが困難である被保険者が相談に訪れた場合には、いずれの窓口においても必要に応じて一部負担金減免制度、生活保護制度、無料低額診療事業などについて、十分な情報提供ときめ細かな相談ができるようにすることを指示しています。一部負担金減免制度を実施している広島市では、この制度のあることやその手続の仕方などについて、丁寧に解説した文書を医療機関に配付させています。竹原市の具体的な対応について伺います。

2つ目の質問は、生活排水路の維持管理、浸水対策についてであります。

市民から要望が出される生活排水路の維持管理や改修工事は身近な生活環境に直結し、

住民からすれば切実な問題ばかりです。竹原町吉崎新開の住民は、この生活排水路は私たち地区住民は使用していないが、私の家の裏側にあり流れが悪く、夏場は悪臭や蚊が発生して大変です。窓もあけられないと切実な声が出されています。それに対して、市職員はきちんと掃除をしてください。地盤沈下で流れが悪くなっているという対応がありました。竹原町丸子山地区の住民は、丸子山地区排水路整備事業に伴い、批判や苦情が出されています。

そこで、市長に質問します。

1つは、生活排水路の計画的な維持管理には各家庭の排水経路や排水路の形状、改修工事等の現況の把握が必要であります。私は、生活排水路の管理台帳を早急に整備し、計画的な維持管理をする必要があると考えますが、どうでしょうか。

2つ目には、低地の浸水対策について伺います。

7月に大雨警報、注意報が出され、竹原市でも床下浸水等の被害が出ました。繰り返される低地の浸水被害は大雨だけの原因と言えるのでしょうか。

そこで、市長に伺います。

1つ、竹原町多井新開地区、2つ、吉名町西条、3つ、新開地区土地区画整理事業区域内、4つ目に宮原・大王地域、各市内の床下浸水の原因と抜本的な対策はあるのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

3番目に、皆実町排水ポンプ場と遊水地、吉崎新開のポンプ場と遊水地、北崎ポンプ場と遊水地、毛木ポンプ場と遊水地、柏ポンプ場と遊水地について、各ポンプ場の排水能力毎分何立方メートルの排水能力があり、時間降雨量何ミリの豪雨に対応できるのか、ポンプがカバーする背後地の面積等です。また、各遊水地の貯水量、何立方メートルかと土砂、ヘドロのしゅんせつ計画についてお聞かせいただきたい。

4点目は、竹原町丸子山地区排水路整備事業についてです。

この事業は、賀茂川西側土手沿いにある暗渠の排水路が昨年陥没し、ことし2月の臨時市議会で丸子山地区排水路整備事業が可決されました。事業費は1,231万5,000円、事業概要は地域生活基盤の安全確保として、集中豪雨や台風による低地部の浸水を防止するため排水路を整備し、道路排水や宅内排水の機能を整備する工事を行うと説明されました。ところが、7月の大雨のとき、Aさん宅の浄化槽、生活水が排水できなくなる事態が起きました。また、床下浸水で倉庫内の機械が浸水になりました。被害の住民の方は45年ここに住んでいるが、こんなことは初めてだ、古い暗渠の水路をつぶしたから

だ、少しの大雨に道路や駐車場の冠水が繰り返される云々など、住民の不安や市の工事に対する怒りが出されました。

そこで、市長に質問します。

1つ、市の丸子山地区排水路整備事業に伴い、住民の浄化槽、生活水が排水できなくなったのは、その住民の生活排水路の経路を十分調査しないで既存の暗渠排水路をつぶしたことにあるのではないのでしょうか。また、道路、駐車場の冠水が繰り返されるのは、既存の暗渠排水路をつぶして別の排水路に流したため、流量不足が原因で起きているのではないのでしょうか。私は、早急に既存排水路の土砂、ヘドロの撤去や十分な流量設計した抜本的な排水路改修整備が必要と考えます。市長はどのように対応されますか、お聞かせいただきたい。

2点目に、丸子山地区排水路整備事業の第2工区についてです。

当初予定の水路工事、U字側溝約62メートル部分が中断されています。変更後の工事は、現況水路を壊して、その下に暗渠の水路を自然流下に逆流する設計だと伺いましたが、本当でしょうか。

そこで、市長に質問します。

当初予定のU字側溝工事はなぜ中断されたのか。本気で問題を解決するための関係者への働きかけ、関係住民を集めた説明会はなぜされないのですか。また、当初予定のU字側溝の工事を変更する場合でも、変更後の水路工事は自然流下を選択するほうがよいと考えます。U字側溝の工事費は約78万円ですが、変更後の工事費は幾らになるのですか。現況の水路を壊して、その下に自然流下を逆流させる暗渠水路工事が将来を見通した適切な工事と言えるのかどうか。この予定されている概算工事費用、土地買収を含めて伺います。

また、暗渠排水路管の設計根拠、口径何ミリ、時間降雨量何ミリに対応し、安全率、これらについても伺っておきたいと思います。

以上で壇上の質問とします。

副議長（稲田雅士君） 順次答弁願います。

市長、答弁。

市長（小坂政司君） 松本議員の質問にお答えをいたします。

1点目については私が、2点目については副市長がお答えをいたします。

まず、国民健康保険法第44条に基づく一部負担金の減免の早急な実施についてであり

ますが、我が国は国民だれもがいずれかの公的医療保険に加入し、負担能力等に応じ保険料を出し合うことにより、疾病にかかったときには原則として一部負担金だけで治療が受けられるという国民皆保険体制が確立され、国民の安心を確保しているところであります。しかしながら、景気低迷による収入減や失業者が増加している状況であり、生活困窮者に対するきめ細かな配慮が求められているのが現状であります。

このことを踏まえ、本市としても国民健康保険法の規定に基づいた一部負担金免除、減額、徴収猶予について規則で定めておりますが、周知不足のため申請や相談の件数が極めて少ない状況であります。一部負担金減免制度については、生活困窮等を理由とする被保険者を救済する制度であることから、今後もこの制度を適切に運用するため十分な情報提供を行い、きめ細かな相談対応ができるよう配慮していきたいと考えております。

次に、竹原市内の医療機関の窓口で発生する未収金問題の現状把握と対策についてであります。現在、竹原市内における医療機関の窓口で発生する未収金につきましては、件数、金額、いずれにつきましても把握できておりません。しかしながら、この未収金の問題は医療機関にとっては大変深刻な問題となっております。その解決策として現在取り組んでいるのが、医療機関、窓口による各種制度についての説明であります。また、これまでも制度改正や新制度等の周知については、県医師会や保険者を通じた情報提供を各医療機関へ向けて行ってまいりました。

今後も引き続き制度の周知について徹底していく中で、生活困窮者について一部負担金減免、生活保護の適切な運用等、各種制度の活用についてのきめ細かな相談を行い、未収金の発生を抑制することにつなげていきたいと考えております。

次に、厚生労働省通知に基づく生活困窮者に対する対応についてであります。今回の厚生労働省からの通知は、平成22年度以降における一部負担金の運用改善に資するため、各都道府県が選定した市町村が平成21年9月から平成22年3月までを実施機関とし、一部負担金減免制度及び保険者徴収制度の運用について実施状況の報告を行うモデル事業であります。今回、竹原市は該当しておりませんが、この通知を受け、本市としても一部負担金減免制度及び保険者徴収制度の運用について検討していかなければならないと考えております。

医療機関の未収金は、生活困窮と悪質滞納が主要な発生原因であると厚生労働省の未収金問題に関する検討会報告書で指摘されております。このような状況に対応するため、生活困窮者が原因である未収金に関しては、一部負担金減免制度の適切な運用を図ることや

医療機関、国保関係課、生活保護関係課が十分な連携を行い、きめ細かな対応を実施していくことで一定程度の未収金の未然防止につながると考えております。

また、悪質滞納による未収金に関しては、医療機関等が従来以上に回収の努力を行うことを前提に、保険者においては保険者徴収制度を適切に運用することが被保険者間の公平性の観点からも必要であると認識をしております。平成22年度中には厚生労働省により適切な運用が行われるよう一定の基準が示される予定であることから、これらを踏まえ、今後は関係機関との緊密な連携と協力体制の確立を十分に図り、それぞれの責務を果たすよう一層努力してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

副議長（稲田雅士君） 副市長、答弁。

副市長（友久秀紀君） それでは、私のほうから2点目についてお答えをいたします。

2点目の御質問についてであります。生活排水路など公共土木施設の維持管理につきましては、市民生活や経済活動に深刻な影響を生じることがないようにパトロールによる日常的な巡視や定期的な点検、施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見または予見した場合には、自治会等と連携をして適切な措置を行っているところであります。御質問の管理台帳につきましても、実態を精査する中で適切に管理してまいります。

次に、大雨による浸水対策についてであります。近年の異常とも言える局地的な集中豪雨による河川、水路等のはんらんにより浸水被害は多発傾向にあります。浸水被害の原因としては、短時間の多量降雨により、河川、水路などの排水が処理し切れなくなることで雨水が低い土地に流れ込み浸水被害を引き起こすことになると考えております。

浸水被害発生要因としては、河川の流下能力不足等による河川からの溢水による浸水、河川堤防の決壊による浸水、海域及び河川への排水不良による内水位上昇による浸水、その他道路側溝、水路等流下能力不足による浸水など、いずれの場合も異常気象による集中豪雨によるものと考えております。

本市としては、この浸水被害を少なくしたり、未然に防ぐために防災体制の充実強化とあわせて、自然災害に対する予防対策の推進や都市における排水機能の向上を基本方針として取り組んでいるところであります。

このため、総合的な治水対策としては、日常的な維持管理業務のほか、二級河川賀茂川水系賀茂川治水計画の中で、県営事業により洪水時には洪水調整を行い、下流のはんらんを防止するための仁賀ダムの建設及び河川改修の実施並びに二級河川本川水系本川につい

ては、県営事業本川高潮対策事業として、高潮対策については防潮水門、防潮堤及び排水機場を整備し、河口部の高潮被害の防止及び降雨に伴う洪水からの家屋浸水を防止し、その後洪水対策として河道改修が計画されております。また、中心市街地につきましては、内水被害を軽減するため、竹原市公共下水道整備による浸水対策の推進を図っているところであります。

次に、各ポンプ場の排水能力と遊水地の貯水量についてであります。皆実ポンプ場の排水能力につきましては、ポンプ3台で毎分66立方メートル、浸水面積は53ヘクタール、遊水地の貯水量につきましては、約1万3,000立方メートルであります。吉崎ポンプ場の排水能力につきましては、ポンプ2台で毎分88立方メートル、浸水面積は51.5ヘクタール、遊水地の貯水量につきましては約9,000立方メートルであります。北崎ポンプ場の排水能力については、ポンプ2台で毎分16.7立方メートル、浸水面積は4.6ヘクタール、遊水地の貯水量については約2,500立方メートルであります。毛木ポンプ場の排水能力については、ポンプ3台で毎分152.4立方メートル、浸水面積は34ヘクタール、遊水地の貯水量については約3万5,000立方メートルであります。柏ポンプ場の排水能力については、ポンプ6台で毎分723立方メートル、浸水面積は25.8ヘクタール、遊水地の貯水量については約1万立方メートルであります。

土砂のしゅんせつにつきましては、堆積状況を勘案しながら対応してまいります。

次に、丸子山地区排水路整備事業につきましては、賀茂川大橋右岸側の一部が陥没しているとの情報があり、現地調査したところ堤防の陥没が発見されました。原因は地下4メートルに位置する既設暗渠排水管が損壊したもので、その修繕方法としては既設暗渠排水管が地下4メートルと深い位置にあること、また宅地が近接しているため、掘削工事など原形復旧は困難であることから現地の状況に適した施工方法として流下方向変更案を採用したところであります。

丸子山地区排水路整備事業第2工区につきましては、自治会及び地域との協議により、当初は同意を得ておりましたが、実施の際、そのうちの利害関係者から同意を得ることができませんでした。そのため、現在実施の変更計画について検討をいたしておるところであります。

以上、私からの答弁といたします。よろしく申し上げます。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） それでは、第1番目の国民健康保険、医療費の一部負担金の減免

実施等について質問します。

これを質問したのは、昨今、大変厳しい経済状況の中でこういった医療費等、大変厳しい、支払いが大変困難な状況が起こっているというお話も伺っております。そこで、再質問になるわけですが、答弁の中に減免、一部負担金、医療費の窓口負担金の実施状況を聞いておりましたが、答弁では周知不足のため申請や相談の件数が少ないんだという御答弁がありました。

そこで伺いたいのは、ことしとか昨年度、一昨年度、何件ぐらい件数があって、その対象、実施といたしますか、実際減免された件数や医療費の金額をちょっと端的にお聞かせいただきたいと思います。

副議長（稲田雅士君） 市民生活課長、答弁。

市民生活課長（大澤次朗君） 一部負担金、いわゆる自己負担の減免免除等、またその件数、あわせて実施金額につきましては現在のところゼロ件ということで金額は0円でございます。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） それで、せっかくこういう制度があって利用されていないということでは、確かに周知徹底をいろんな形でやっていただきたいんですが、一つには基準がどういった人を減免、免除等の適用するかということの基準がないために、実際は対応できないのが実態ではないかと思うんですね。私は、昨年ようやく国保税のほうですが、減免制度がつくられて、その基準が生活保護を基準にしてつくられました。しかし、窓口がまだ生命保険とかいろいろ条件が厳しくされているのが大変困っているわけですが、そういった規則はつくっている、実際、今私が言ったように、この申請した場合に基準はこの規則を見る限りではないんですね。ですから、基準はどうなってますか。

副議長（稲田雅士君） 市民生活課長、答弁。

市民生活課長（大澤次朗君） まず、一部負担金の減免等についての相談等については、先ほど議員さん御指摘のように周知不足、またそういう制度を知らないということでの相談件数も極めて少ない、またそういう現実に実施したのもないということもあります。その減免については、規則で設けて減免等ができるということにはなっております。議員御指摘のように、基準についてはいろんな医療の制度、例えば後期高齢者制度を準用しながら行うというような状況ではありますけれども、御指摘のように各住民に公平にそういう制度を実施していくに当たっては基準等を定めていかないといけないということは考えてお

りますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 要するに、やっぱり基準が今お聞きするとないというふうに御答弁であったと思うんですね。ですから、こういった規則上の申請書は確かにここに私も持ってますけど、申請書はあるんですね。しかし、こういった方を対象にするか、その基準がないから実際窓口で出されたとしても困るとというのが現実だと思います。ですから、国税の税のほうの減免はもう何回も私も質問してからやって、ようやくできましたけれども、これはもう規則上の申請書までできてるわけですからね。ですから、私は基準づくりの分は生活保護の基準だと、生活保護基準っていいですか。私は、月の例えば所得が収入という言い方してるんですが、一番いいのは月の所得が、生活保護基準の1.5倍ぐらいまでは広げて、それを対象に医療費の免除なり何%減額するなりというふうな対応をやっぱりやるべきじゃないかなと思うんですね。

ですから、これは実際保険税のほうで出ておりますし、それから厚労省のさっき言ったことしの7月に出されている通知なんかでも、こういった人を対象にするかということの基準が示されています。その中を見ると、やっぱり生活保護を基準にしてるわけですね。それで、生活保護を基準にするんだけど、もう一つ検討していただきたいのは、先ほど言ったような竹原市が昨年つくった税のほうの減免基準ですね、ここは生活保護を基準になってるけども、それ以上にまだ生命保険を掛けてるとか、いろんな資産の有無の判断があって、実際には使えないような状況になって、昨年でしたか、1件だけ申請があったというのは伺っておりますけれども、これでは本当に今の生活困窮者に対する救済といえますか、支援にはならんと思うんですね。

ですから、ちょっと再度ここでお伺ひしたいのは、厚労省の示した基準は生活保護基準だということで、資産の有無なんかは、そこはついてないということですから、せめて竹原市がつくる場合は、これは早急にすぐできるはずですから、だから生活保護基準で私は所得の1.5倍、所得を見て生活保護基準の1.5倍ぐらいに広げる対応が要るんじゃないかと思っておりますけれども、その基準づくりの考え方について、ちょっともう一度その御答弁いただければというふうに思います。

副議長（稲田雅士君） 市民生活課長、答弁。

市民生活課長（大澤次朗君） 一部負担金の減免の基準の基本的な考え方という部分については、当然収入に対しては生活保護が基準となることは考えております。現実に保険

者、各近隣の保険者の基準についても参考にさせていただきますし、高齢者の医療についても一部負担金の減免基準を設けておられますので、そういうものを参考にできるだけ早い時期に基準を定めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） ぜひ、そういった資産の有無を外して生活保護基準を参考にして早急につくっていただきたいと。

それとその関連で、もう一つは厚生労働省の通知で、一部負担金の減免制度とか生活保護制度とか無料・低額診療事業、こういった各サービスなり事業なりについて十分な情報提供をする必要があるということもちょっと言われております。それで、一部負担金減免制度というのは、先ほど申し上げたように国民健康保険法の第44条に基づく、根拠に基づくものでして、具体的にどこを基準にするかということで今さっき申し上げました。それで、生活保護制度は御存じのとおりです。

そこで、なじみが少ないといいますか、私も勉強不足のところもありますけれども、無料低額・診療事業というのは県内でも少ないんじゃないかと思うんですけれども、こういった無料低額・診療事業とはというのを、ちょっと概略を説明していただきたいのと、それからさっき言った竹原市はこういった医療費の減免制度は実際適用されてない、申請されてないという声がありましたが、私は広島市の例を申し上げました。こういった制度があることをいろんな医療機関で窓口のところで周知徹底して、こういったチラシとかを含めて困った人はこういった一部負担金の減免とか猶予とか減額する制度がありますよということを周知徹底してるわけですね。ですから、広島市が県内では一番多いわけなんですけども、そういった相当皆さんに周知徹底しないと、この制度を竹原市の場合は制度を知らないわけですから、ぜひ制度があることを知らせてほしいし、こういった手続で具体的にこういった医療機関の窓口へこういった申請書を準備しておかなくてはいけない。だから、きめ細かな相談というのは、そういうことが私は必要だと思うんですけれども、その点、これは改善することはすぐできるはずですから。具体的なきめ細かな対応とはどういうことを考えるのかなと、サービスを考えているのかなということの2点です。低額・診療事業とはどういうことなのかと、あとはきめ細かなサービスはどういうことなのかを端的にお答えいただきたい。

副議長（稲田雅士君） 市民生活課長、答弁。

市民生活課長（大澤次朗君） まず初めに、きめ細かな対応ということで、現実には当然

各課、そういういろんな各種制度については窓口相談があれば現在でも連携をとりながら実施しているところでありますけども、先ほどから申し上げておるようにこの一部負担制度についての周知不足ということで、医療機関等についてもそういう制度について周知を図ってまいりたいと考えております。

それとあわせてもう一つ、無料・低額診療については、社会福祉法人が行う生活困窮者が経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行うものであって、社会福祉法人等が設置する部分であって、平成5年以降、現在では全国に250カ所、いわゆる生活保護には当然該当すれば医療費はかからないわけですので、端境という言葉は正しいかどうかわかりませんが、そういう状況の方について都市部にそういう低額で診療を受けれる、無料で診療を受けれる施設があるということであります。

以上です。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 一つ、無料・低額診療のことなんですが、今ちょっと説明がありました。私のちょっと勉強した限りでは、社会福祉事業法に基づく県知事へ届け出してというその制度の分と、もう一つ、所得税法の関係の分でちょっとあるようですけれども、要するに竹原市でそういった医療機関がこの低額診療を対象になる医療機関はないと思うんですよね。ですから、こういった分が申請して、こういった生活困窮者に対する医療を、医療費の負担をなくして健康を管理していただくという面では、こういった低額診療事業というのはやっぱり有効に作用するし、今の厳しい状況の中では緊急に必要な措置じゃないのかなと思うんですね。ですから、竹原市の医療機関の中で第2種の無料・低額診療事業の可能性なり、そういった、そこらはどうなんだろうかね。全くもうそういった制度には適用できなくて、竹原市は無理なのかどうか、医療機関との相談の中でこういった第2種のこの無料・低額診療事業が可能なのかどうかということでは、ちょっとそこらはどうでしょうか。

副議長（稲田雅士君） 市民生活課長、答弁。

市民生活課長（大澤次朗君） 竹原市での可能性ということについてはゼロではないとは思いますが、先ほども御説明したように、竹原市内に人口からを考えて、またそういう各制度、例えば生活保護とか各公費負担制度等で医療費の負担のかからない方というようなことを考えると全体的にそういう低額とか無料で受ける人というのは極めて少ないと考え

ておりますので、可能性はゼロとは言いませんけども、非常に低いと考えております。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 私は、今御答弁ありましたが、今の生活の厳しい状況から見て、生活保護の対象にはならないけれども、こういった医療費の支払いが大変困難だというような人には相当大きな、健康を守る上で、不安を解消する上で大切な事業じゃないのかなと思うんですね。ですから、ちょっとこれは赤旗なんかの新聞に載ってございましたけれども、きょうの新聞でちょっと見て発言させてもらいたいのは、今年収300万円未満の世帯では4割の人がぐあいが悪くても医者にかかれない、負担を苦しめた受診抑制が深刻化しているんだと、これは日本医療政策機構のアンケートということが載ってございました。ですから、300万円未満の年収の方なんかはそういった受診抑制がどんどん起こってる。逆に言えば健康悪化が進んでいるということの裏返しになるんで、こういった無料・低額診療事業というのは積極的意義があるというので、早急に研究していただいて医療機関とも実施できるかどうか、これを見る限りでは県知事に届け出が要るということになっておりますから、ぜひやっぱり対応していただきたいなということをちょっと申し上げておきたいと。

それから、気になったのは、今回私が取り上げた国民健康保険の窓口負担の減免というのは、そもそもは壇上で申し上げたように、厚生労働省がことし7月に2回にわたって通知で述べておるように、医療機関の未収金といいますか、それが大きな問題という発端があります。これをどう解決するかということがあって、生活困窮者なり悪質という書き方はしてありましたけれども、滞納する悪質滞納者ということもあって、医療機関に対しても医療費が滞納になってる、未収入金になってるということが指摘されております。ですから、私はこの中での積極的な意義というのは生活困窮者に対する対応ということで取り上げておまして、一部負担金、医療費の窓口負担の減免といいますか、ここは早急につくっていく必要があるし、それでその質問としては医療機関の未収金状況、これは全く把握されてないということがありました。ですから、こういった制度そのものの周知徹底というもんをしてないということですから、早急にそういった関係者の方と話し合っただけでいいというのとは前提なんですけども、こういった今まで医療機関との協議でそういった未収金がふえてるよとか、そういった話とか協議なんかは全然なかったんでしょうか。そこらがちょっと気になったもんですから、この問題でちょっと聞いておきたいというふうに思います。

副議長（稲田雅士君） 市民生活課長、答弁。

市民生活課長（大澤次朗君） 医療機関での未収金問題についてですが、竹原市の国民健康保険という、竹原市の保険者としての部分については当然把握しておりませんし、この医療費の未収についても国民健康保険加入者だけの未収ということではなしに、全体的な例えば私たちの共済年金とか社会保険等の方の未収金という部分も考えられるわけですが、今先ほど議員さん御指摘のように、そういう横の連携という部分は不足で、そういう金額、件数等は把握しておりませんし、また医師会のほうにもそういうことでの確認ということもできていないところが現状でございます。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） この一部負担の減免については、制度としてはあるわけですから、それが実行できるように対象基準といいますか、基準を早急につくっていただく、その基準づくりについても厚生労働省なんかは生活保護基準ということは示しておりますし、そこで資産の有無と、生命保険にかかるとるかどうかっていうのは基準をつくっていない。そういったことも参考にさせていただいて、可能ならばその対象を広げていただくということで、所得を、月の所得なら所得を生活保護基準の1.5倍というぐらいまで思い切って広げた人を対象にするということが一つと、あとは周知徹底ということを、これまだ実際やっておられないというのが正直なところなんで、先進的な広島市の例では、先ほど申し上げたように医療機関の窓口でそういった相談、こういった制度の紹介等々、きめ細かなサービスをやっているわけですから、そういったことをぜひ早急に具体化していただきたいし、それを実施するためにも医療機関との連携といいますか、そういった未収金の実態把握、どういった人がそうなってるのかということは何となく、生活困窮者が救済できるような支援を早急に対応していただきたいということを申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

次の質問は、生活排水路等の問題について伺っておきたいと思います。

御答弁いただきましたことについて、生活水路の管理台帳のことで、私はこの台帳を早急につくって計画的な整備が必要だということを申し上げました。しかし、この台帳をつくるというような御答弁ではありませんでした。私も実際7月にこういった、前にもいろいろありましたけれども、実際担当課へ行って、ここの水路が整備してほしいという要望が出ているよという話をしても、台帳がないから一般の地図ですよね、地図でここの場所なんですよという確認をする。それはいろんな方法での確認は必要なんですけども、だか

らそういった台帳がないために、じゃあどういった水路の形状とか流れになってるんですかというたら、固定資産税台帳で確認してくださいというようなことが実際起こってるわけですね。ですから、いろんな地域でいろんな生活水路は身近なことです、いろんな要望が出てくると思うんですけれども、しかし市として現況ですよ、そこはしっかりつかんでおかないと、場当たりのようになってしまう。ちょっとだれかがやかましゅう言うたら対応するけども、あとはほっておかれて大変困ってるというのが現状です。

だから、私も吉崎新開の例を挙げて、十数年前にも要望なんかを出したんだけど、実際その現場に行って市の担当者との説明を聞いても、ちょっとけんかみたいなトラブルみたいになるわけです。ですから、実際市民の人は困って、この水路の流れをよくしてくれと言うてるのに、掃除が必要なんだからしてもらわにゃ困るとか、地盤沈下でという説明は確かにするんだけど、だから市民の本当に困ったところに十分答えられていないという現状がやっぱりあるんですね。ですから、そういうとことか、だから端的にもう一回聞きたいのは、こういった水路の管理台帳は市としては必要ないのか、私は必要性を訴えておりますけども、管理台帳の整備といいますか、その必要性はどうお考えでしょうか。

副議長（稲田雅士君） 建設課長、答弁。

建設課長（柏本浩明君） 先ほどの管理台帳のことなんですが、管理台帳については道路、橋梁、下排水路などの台帳と、あと一定的には管理台帳というのは現地での状況変化もありまして、先ほど議員さん申し上げられましたように、未整備な箇所もありますので、早急に見直しをしてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 早急な見直しっていうのは、一定今不十分な管理台帳でもあるということで、それあることを前提にしていろんなとこの整備していくと、充実していくということなんですか。私が行ったときなんか、管理台帳、水路の、ここの例えば私の家なら私の家の水路はどうなってるかと言ったらありませんよということだったんで、じゃあどうなるんですかと言うたら、水路っていうのは税務課の固定資産の台帳の水路しかありませんよということだったんで、そこは正確にちょっとくどいようですが、私が行ったときはたまたま見せてくれなかったんか知らんけども、台帳はきちっとあって、そういう不十分なところは今後整備してそういったものをつくるよと、管理台帳といいますか、どこにどういった流れがあって、どこへつながってってというような分をつくるということなんでしょうか。

副議長（稲田雅士君） 建設課長、答弁。

建設課長（柏本浩明君） 多分、議員さん来られた案件というのは、管理権限の違い、例えば県道とか国道とかという部分も絡んでのことじゃなかったんかと思うんですが、管理台帳、先ほど申しあげましたように、100%确实かという未整備な部分もありますので、今後早急に検討、見直しをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） ほんなら、台帳はきちっとやっばり、所有関係というよりは、私は現況の水路がここにあって、そこの各家庭のつながりですよ、そこを示した水路を見せてくれと言ったんですよ。それが、それはないと言われるから、それじゃあどこにあるんかと言うたら公図しかないと言われるから、それじゃあたらどういうふうに計画的に整備を、現況をつかんでいないのにどういうふうな整備の仕方をするんかなというが大変疑問に思うし、それはもう場当たりのしかできませんよね、それじゃあたら。だから、それはこういった現況をつかんどって計画的に悪いところを直していく、緊急性があるところから直していくということがだれが考えても必要なものですから伺いました。

それで、丸子山との関連の分で、管理台帳との関連ということなんですが、ちょっと丸子山のとこの排水整備にかかわっては最後にちょっと言いましたように、地域住民の方がこの水路をやってかえって床下浸水、浄化槽と生活排水が流れんようになったと怒りの声が上がってるわけですね。それで、低いところなんですけども、道路が繰り返し冠水する、その裏の小屋なんかは床下浸水で機械がつかってましたよ。だから、これだけ1,200、契約金額が少ないんでしょうけども、これだけ整備をやって丸子山の生活排水整備にかかわっては、排水路が使えなくなったというのは認識されてますか。そこどうですかね。

副議長（稲田雅士君） 建設課長、答弁。

建設課長（柏本浩明君） 先ほどの排水路と駐車場というの、浸水したというところの件ですが、このたびの豪雨、しかも短時間で大雨により多くの地域において河川とか排水路が一時的にはらんした例が多々ありました。したがって、この御質問の大きな要因は豪雨による一時的な水路等のはらんにより生じたものと考えております。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） ここだけ、ちょっとくどいようなんですけども、丸子山の排水事

業のとこなんかは、豪雨だけじゃないんです。そこに住んどられる方は45年間そこへ住んでる。今回の豪雨も確かにあったんでしょう。しかし、45年間住んで、自分の排水が使えなくなることはなかった。しかし、今回はこういった工事を行って以降、使ったり使えなくなったり、だから生活排水と浄化槽の水が流れなくなった原因は豪雨のせいではないですよ。それはあなた認識違うよね、それは。だから、豪雨によって今回浄化槽が使えなくなったというふうに認識してるんですか。

副議長（稲田雅士君） 答弁願います。

建設産業部長、答弁。

建設産業部長（三好晶伸君） 先ほど建設課長が申しあげましたように、今回の大雨は最近にない短時間での、いわゆる時間雨量で言いますと吉名町で49ミリを記録、あるいは1日の総雨量が146ミリと近年にない豪雨であるということから、各地域でそれぞれに今松本議員が言われたように、最近私がここが変わってからこんな例はないと、大変そういったお言葉は受けております。そういった状況も含めて、先ほど管理台帳の中で我々も一定には管理をしておりますが、今管理してある水路等について、これが十分整備できておる水路かと言いますと決してそうではないと。したがって、そういった未整備な水路、あるいは短時間の今回の大きな豪雨、これらの両方の力によって今回そういった被害を受けたというように認識をいたしております。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） それは、あなた絶対違いますよ。私が言いたいのは、さっき水路の管理台帳とちょっと言ったのは、ここの確かに丸子山のとこの賀茂川土手にあった旧、さっき言った4メートル下の部分、これがつぶれたというのはわかりますよね。つぶれて、後やりかえるというのがあったんでしょうけども、そのときに一番下の小学校のこのAさんのとこは、その管につないでいた自分の公図にはない水路が、自分でつくった水路がそこにあって、その水路の中に自分の生活水を流す浄化槽をつないでいたんだけど、自分の水路のあれをつぶしてるわけなんですよ。つぶしてるし、メインのこの分の水路も今度はやりかえたということであつてつぶれてるわけですけども、だからそういった、そこに45年住んで、今回みたいな生活排水が、浄化槽が使えなくなったというのは、その昔あった分の公図にない自分の家の水路をつぶしてるから流れなくなったんですよ。だから、豪雨は豪雨としてあるんですけども、今回直接起こった原因はそこじゃない。だから、すぐあなた方、次の日に行ってから別のとこに流れを変えてるじゃないです

か。だから、前にあった公図にはない水路、だから私も見ましたけども、公図にはないところに自分が水路を45年前に家を建てるときにつくられたんでしょうけども、そういった水路はつくった。だから、その人は今度工事やるときにその水路をつぶしてもらっては困ると、何回も言ってもそれは知らんと。それは公図にはないわけですから。だから、現場へ行ってきちっとそれは確認しないといけないというだけよ。だから、公図上を見ただけで設計しただけだったら、それはつぶしてしまうわね。

だから、きちっと現場を見て、こういった台帳を、この水路にはAさんの家、Bさんの家つないであるよという確認してから、もしそれがだめになった場合だったら別のルートに変更するんなら、その人にきちっと説明してからこういったルートしますよということを確認すれば、こういったトラブルは起こらないはずなのに、それをやっくらんから、勝手につぶしとるからあの生活排水路が使えなくなるということじゃないですか。だから、そこは課長、それは私は何回も行ってから言うとするわけじゃけんね。ただ、大雨によって浄化槽が使えなくなったという意味とは違うんよ。私設の水路だと思うんですけども、それをつぶしとるから、そのつぶす前にそれは調査してから、それは知らなかったということになるんでしょうけども、公図にはないからそれはつぶす。その人も、地権者の人がそれはつぶしては困るという工事担当者には言うたんかもしれんけども、強行してからつぶしてやってしまうと。だから、今回みたいな生活排水路が、浄化槽が流されんようになってしまうわけじゃないですか。あなたはそのルートを変えてるでしょ。だから、そこは豪雨だけじゃなしに水路をつぶしたからという認識はあなたがあるんかどうか、もう一回答えてください。

副議長（稲田雅士君） 建設産業部長、答弁。

建設産業部長（三好晶伸君） 今回の丸子山の排水路整備事業につきましては、先ほど副市長が答弁しましたように、まずもともと当該地域については堤防から4メートルから5メートル落差のあるところが昭和40年代ごろは農地が多かったと。そこらあたりが徐々に宅地化をされつつ、水路等についてもさまざまな経路ができてきたと。そして、今日を迎える中で今の4メートルぐらいの下にあった暗渠排水が損壊をしておったという事実がございました。それで、現在の土地利用の状況を見ると4メートル上についてはもう既に宅地化がされて建物が近くにあります。そういう状況から見ると、そこを大きく掘削するとか、鋼矢板を打ってからの工事ということになると膨大な費用あるいはまた安全・安心ということから考えると施工方法として原形復旧は私としても技術屋として、これは

もう耐えられないということで、やむなく水路については変更せざるを得ないという状況があったということについては御理解をいただきたいと思います。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） こういった丸子山排水事業にかかわっての次の質問に入りたいと思うんですが、私が言いたいのは、こういった例えばAさんとの生活排水、浄化槽の水が排水できなくなった原因というのはやっぱりきちっと、あなた方が一番排水を変えてるわけだから、旧来流れてたところをつぶしてるわけですよね。そういった原因をはっきりつかまなかったら、そこはあなた方がごまかすんか知らんけども、真の原因をつかまなかったらその対策なんかできませんよね。だから、私はくどいようだけでも、きちっとその原因を、Aさんとの分は旧来の水路をつぶして別の流れにする、だから旧来の浄化槽をそのままにしとるから使えなくなってあふれたということが起こってるわけですよね。

それともう一つ、水路の変更をするっていうのが確かに今部長が言われて、旧1メートル近い、四十数年前につくった分が老朽化してだめだというふうに言われた、そういつて変更する場合でも、私はきちっとそういった近隣の関係者の説明なり理解を得るような取り組みがやっぱり要るんじゃないかというふうに思うんですね。

それで、Aさんの生活排水が流されなくなったとこの分だけは、私は豪雨だけじゃなくて従来あった水路をつぶしてというところに原因があるということだけは再度訴えておきたいし、それからその関連の分でちょっとお聞きしたいのは、第2工区にかかわって、さっき言った水路を変更する、それに伴って第2工区の工事をするわけなんですけども、2月の議会で1,231万5,000円という工事費の中に含まれております。その中で、第2工区の原因は、当初は開渠で62メートルのU字側溝をやるということで伺っておりました。しかし、それが今さっきの答弁では地権者の同意が得られなかったということがありましたけれども、私はその同意を得るための努力というんですかね、ここは本気でやっぱり市がやってきたのかなというのは大変疑問に思っています。私も担当係長なんかに地権者が本当にその合意を得るために何を話したらいいのか、そこはじっくり聞いたほうがいいよということも指摘したわけですね。それで行ったけども、地権者は納得してくれなかったということでしたけれども、私もあと何回か行きまして、土地の買収にもかかわる話も出てくるわけですけども、そういった分が地権者が言われるんは、私はこの工事にすべて反対しとるわけじゃないよということで、担当者が話した地権者が理解してくれんというとはちょっと違う答弁が返ってくるわけですね。

ですから、私はとても残念なのは、本来こういった水路を変更する場合、簡単にさっき62万円ぐらいのU字溝の側溝で、78万円か、約62メートル、80万円ぐらいのU字側溝ということになるんでしょうが、それで済む工事を確かに地権者とかいろいろあったんでしょけども、すぐあきらめて今度は流れを逆行する方向で60メートルじゃなしに180メートルぐらいになるんですかね。だから、既にある今の開渠のあれを壊して、その下に流れを逆流する方向で暗渠を埋め込んでやるんだというようなことを平気で言うわけですよ。だから、それは確かに技術が今発達したから流れが自然の流れに逆らって流す排水は技術的には可能なんでしょけども、私はそういった無駄金を使うような感じになるし、将来の地域の開発でそういった逆流させるような暗渠の配置がいいのかなんでよね。だから、もう少し地権者に、いろいろ地権者も納得してもらおうような取り組みが極めて不十分じゃないかと私指摘せざるを得ないわけですね。だから、単に地権者が反対したというのは、こっちが丁寧に、もとの水路がだめだから水路変更させてくださいと。ほで、その変更させた場合は、当初はえかったんだろうけども、途中でだめになったと言われましたが、だからそのだめになった理由を、時間がちょっとかかっても丁寧にやって、将来のことを考えて対応するというのが原則じゃないですかね。ただ、ちょっと言うてだめだから、逆流させてから、お金がどのくらいかかるんかというのはちょっと聞きたいんですけどもね。要するに、80万円近くのU字側溝の当初予定だったのが、それができなくなった。それで、今度かかるのはどのくらい費用がかかるんか知らんけども、それを見積もりでもいいから聞かせていただきたいし、地権者の説得する努力を本当にしたのかどうか、ちょっとあえてもう一回ここで聞きたいんですね。

副議長（稲田雅士君） 建設課長、答弁。

建設課長（柏本浩明君） 第2工区についての地権者への対応の件でございますが、一定には何回も担当が話をしているというのは私も聞いておりますし、役所のほうへも来られて話をしたという経緯がございます。

それと、当初の、現在同意が得られないところについて、変更計画について、いろいろ検討しておるんですが、金額についてはまだ検討中ということで御理解願いたいと思います。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） だから、当初の62メートルのU字溝開渠の分は、これはあきらめて、逆に逆流するような方向で距離にしたら180メートルか、3倍ぐらいの距離にな

ると。今、あなたが検討するのは、私が言うのはもうちょっと地権者とじっくり話して当初の予定の水路、62メートルの水路、これは用地買収も入るようになるんかもわからんけども、80万円じゃ済まんかもわからんですよね。だから、私は自然流下から考えたら、そこはあくまでもやっぱり将来の市道の拡幅もあるんでしょうけども、そういった将来を考えた場合は、自然に流れる、上から下へ流れる方向での水路を整備すべきだということをあえて言いたいんだけど、今検討してるのはそうじゃなくて、逆流させる方向での検討を考えてるんかをちょっと確認しておきたいと。

副議長（稲田雅士君） 建設産業部長、答弁。

建設産業部長（三好晶伸君） 第2工区のお話でございますが、これは先ほど副市長、最後に答弁をしたとおり、現在実施についての変更計画、これを今検討しているとお答えいたしました。松本議員が今いろんな御意見、御指摘いただきました。このことも含めて、もう一回今検討中であるということで御理解いただきたいと思えます。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） ぜひ、いろいろ地権者との話し合いも要るんでしょうけども、自然流下というんかね、上から下へ流れる方向での水路の整備、これは私はやるべきだということを指摘しておきたいと。

それから、ちょっとまた排水ポンプとか遊水地の関係のほうに移りますけれども、確かに今回豪雨というのはわかりました。しかし、繰り返される原因がいろんなところを聞いてみると、ただ今回の豪雨があつてやむを得んよというだけではないというふうに思わざるを得ないんです。さっき答弁にもありましたように、浸水被害発生要因としては、河川の流下能力の不足だということもありました。ですから、私はそういった不足ならば広げるとかバイパスをつくるとか、だからそれがやっぱり原則だと思うんです。ですから、そういった計画があるかどうかをさっき壇上では具体的に、いろんな地内ではあるんでしょうけど、具体的には4点について壇上でお聞きしたわけでありまして。

ですから、吉名のところでもう一回聞くと、駅前から農協に下つての河川のところ、そこでは容量が要するに流下能力不足なんかと、私はそうじゃないのかなと思うんです。ですから、それならそれでバイパスをつくるか、その河川を広げるかしかないわけですよね、理屈からしたら。ですから、そういった吉名の件の吉名駅前から農協にかけての小河川の分は流下能力が不足なのかという、その確認と、そうであるならば、河川を広げるんかバイパスをつくるんか、ちょっと大きな考え方としてやっぱり必要だということで、私は

地域の方にお話を聞いておりますと、この駅の西側のほうにトンネルで水路があったよということを聞きました。それで、現在はどこですかと言って前に調べたんですが、ちょっとわからなかったんです。だから、現在使われてないから埋まった状態なのかということなんでしょうけども、だから河川が流下能力不足なら、そこの河川を広げるんか、別のさっき言った駅の西側にあるようなトンネルのところが今使って、使えない状態なんでしょうけども、その整備ができないかなという、これは提案を含めて計画の中に入らないのかなということでもちょっとお聞きしておきたいと。

それから、いろんなとこの地域がありますけれども、新開区画整理のところで今回デオデオのこの駐車場とか低いところに水がたまりました、あつこの河川があふれて。それでもう一件、432の東側に家が1軒浸水になっていました。だから、新開区画整理の昔、一間川があつてこれをつけかえる形での整備になっております。端的に言えば流下能力不足が起こってるのかなということを私は言いたいんだけども、たしか担当者に聞いたら河川の容量を計算するのに時間雨量が44ミリ降っても、時間降雨量がですね、降って対応できる設計だというようにちょっとお聞きしたんですけども、今回何ミリ降ってるんか、それを超えて降ったら今回のようにつかるとは思いませんよ、実際つかってることになるわけですから。だから、その原因が今回、区画整理ではどこに原因があるのかなと。河川の流下能力が不足して今回起こったのかどうかを新開区画整理事業にかかわってもお尋ねしておきたいと。

それから、3点目に再質問はポンプの排水能力、それと浸水面積、遊水地の貯水量をお尋ねしました。確かにちょっとわかりにくいんで別の角度から聞きたいのは、それぞれ聞きたいんですけど、皆実町のポンプ場はポンプ3台で毎分66立方メートル排水する能力があるという答弁があつて、吉崎、北崎、毛木、柏、それぞれ答えていただきました。私らがちょっと素人だと思うのは、皆実町の排水能力は3台で、1分間に66ミリ排水できるよということが言われるんですけども、実際時間降雨量ですよ。その地域に53ヘクタールでしょうけど、その地域に降る雨が何ミリぐらいまで降るのは耐えられるんかと、要するに浸水しないよという設計なんか。

そうでないと、確かに昔は今言われたように農地で多少つかっても作物の一定の被害は確かに起こるんでしょうけども、宅地とかは余りなかったわけですから、家の被害というのはなかったんでしょうけど、この何十年かで家が建ち出して道路がつかったり、さっき言ったいろんな床下浸水になったりということが実際起こる。ですから、こういったポン

プの排水能力ももう不足してるのかなというの率は率直な疑問として持っています。ですから、こういった質問もしているわけですが、それぞれ皆実町ポンプ場、吉崎、北崎、毛木、柏について、時間雨量何ミリぐらいの降雨に耐えられるポンプなんかということをお聞かせいただきたい。

副議長（稲田雅士君） 建設産業部長、答弁。

建設産業部長（三好晶伸君） まず、本市における雨水対策、これについて全般的な御説明をさせていただきたいと思えます。

雨水対策としての抜本的な対策としては、現在公共下水道事業雨水対策あるいは二級河川賀茂川、二級河川本川の治水対策、あるいは3年前に吉名の砂防河川の城川治水対策にかかわってのポンプ設置、ここらあたりがこの最近で言えば進行中、あるいは完成した事業でございます。

公共下水道事業については、二級河川の賀茂川と本川、この間にある市街地、ここの市街地の内水排除について公共下水道の雨水対策が役割を持ちましょうと、そしてそれ以外の区域については、賀茂川については今大々的に行ってるのが仁賀の治水ダム、これによる時間調整による下流域の安全度を高める事業、あるいは河道の改修、ここらを今賀茂川は行っております。そして、本川については御存じのように現在河口部に排水機場と水門、これを設置して上流の流下能力の不足したものを豪雨時、大雨時における雨水の量を強制的に吐き出しをしようという事業を今行っております。こういう事業に加えて、今その中にある例えば区画整理区域についての抜本的対策は、公共下水道による内水排除、今現在も公共下水道事業によって行われております。

吉名の駅前のことですよね、駅前の排水路のことで何か言われましたが、これらについては、日常的な降雨については十分現在の整備をした城川の河口部に整備したポンプ排水機場で十分に賄えます。しかしながら、一時的には今回も時間雨量が49ミリというようなこと、そして現地に行ってみますと、その流入をしてくる間に大きな草とかごみとか、ここらあたりがどうも途中でかかってくるというようなこともあったようです。そういうことが要因で一時的に一部の区域の水路がはんらんをするといった状況も確かにございました。これは日常的には大丈夫なんですけど、豪雨時には耐えられないこともございます。

そして最後に、皆実町、吉崎、毛木等に現在ポンプ場があります。あと水門もございます。もともとこれらのポンプ場、排水機場については、昭和30年代の後半から40年代の前半にかけて、農地を保全すべく目的で設置をされたポンプ場でありました。通常の宅

地の排水とは、数値的には明らかにできませんが、多少2割、3割程度の排水能力のマイナス部分はあると思います。というのが、浸水後のある程度の時間はつかっても農作物に影響がある、ないというような判断をどうもされとるようでございます。

そういった状況の中で、宅地を守るがための排水機場の能力と農地を守る能力というのは多少違うということを理解をしていただいて話を聞いてください。それで、現在の吉崎、毛木、皆実については、そういったもともとが農地を保全する目的で設置されたポンプ場である、水門である。しかし、この近年、御存じのように宅地開発が進んでまいりました。そういう中で、水がそれじゃあ1日、2日はつかってもええんだということにはなりません。そういう今現状の中において、1時間当たり、それじゃあ幾ら、時間雨量に対してどのぐらいがポンプで対応できるのかという御質問でございます。

これは、一概には時間雨量だけでは答えが数値的には言えない。というのが、水門がある場合もでございます。ほで、あるいはポンプ場へ流入をしてくる水の量、これらについての大小によってもえらい違ってくる。ということで、いわゆる豪雨、災害時における今の3カ所のポンプ場については、決して必ずしも十分な能力を持ったポンプ場ではないということとは言えると思います。

しかし、そういう現段階での既設のポンプあるいは水門をうまく利用して、その他の水門であるとか、あるいは河川の改修とか、遊水地をつくるとか、そういったさまざまな公共事業によって、現在抜本的な対策とあわせて、維持的な修繕というようなことも含めて、地域の安全・安心に向けた取り組みを行っているというのが今の現状でございますので、御理解をいただきたいと思います。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） ちょっと私はわかりやすいように答弁していただきたいと思うのは、要するに各ポンプ場の1、2、3、4、5カ所、ほかには市内にはたくさんありますけども、せめて5カ所のポンプ場についての排水能力は伺いました。その排水能力だけじゃなくて、私が言ったのは、そのポンプ場がカバーするその地域に時間雨量何ミリまで降った場合は耐えられる設計でやっているのかということをお尋ねしたわけですね。それ言えないというんか、知っと思って発表しないのかちょっと大変気になるところなんですけど、ここでも、これはたまたま中国新聞の坂町の小屋浦ポンプ場というのが載ってました。ここは正直に毎分96立方メートルの排水能力があって、時間雨量50ミリの豪雨に対応できる、そういったポンプの整備をやったんだということを書いているわけですよ

ね。

だから、計算上は、あなたたち専門家なんだから、その地域に何ミリ降って、今の排水ポンプなり、さっき貯水量のことも聞きましたけども、そういった整備によって今の何ミリまでは耐える、浸水をカバーできるというか、浸水できないような対策をとれるということは、計算がないと言われるんか、ちょっと言えないというんか、私はそこは正直に、この皆実町ポンプ場は時間雨量何ミリまでは耐える、浸水しない、道路が冠水しないとか、浸水しないような設計なんだということを正直に出して、ほでやっぱりやらないと、遊水地の能力もありますけども。だから、それは確かに十分じゃないかもわからん。遊水地とか、いろいろ抜本的にやるんだよというだけでは、ちょっと説得力に欠けるんじゃないかと思うんですね。

だから、私が言いたいのは、もう一回聞きますけども、皆実町、北崎、吉崎、毛木ポンプ場の時間降雨量は、何ミリまで耐えるようなポンプの排水能力なんかと。さっき小屋浦の例を言いました。小屋浦の例は、毎分96立方メートルの排水能力があって、時間降雨量50ミリの豪雨に対応できるような整備をやったんだということがありました。ですから、ここの河川についても何ミリの降雨量に耐えられるような設計なんか、現況の実態といますか、時間降雨量を教えていただきたいと。

副議長（稲田雅士君） 建設産業部長、答弁。

建設産業部長（三好晶伸君） 時間の降雨量というのは、よくテレビなどで発表されております。降雨量を計測する場所が、それぞれ地域にございます。その数値がテレビで報道されるわけです。例えば竹原市役所の屋上に、何時から何時までの1時間の降雨量については何ミリ降っておりますというのは、我々もそのデータがございますので、いつでも発表できる状況にある。その数値が、例えば20ミリ、30ミリ、40ミリでもなると、この皆実のポンプ場についてはどうか、吉崎はどうか、毛木はどうか。これは、先ほど私申し上げたのは、その3カ所のポンプ場のポンプというのは水が入ってきて初めて吐き出すわけですから、そこへ入ってくるまでの水の量、水の入ってくる時間、あるいは貯水池の大きさ、水門がもしあった場合は、幾ら大きな雨が降っていても干潮であれば水門をあけることができます。そしたら、ポンプで吐き出す能力はさらに効果がありますよというようなこともございまして、一概に竹原市役所の屋上に40ミリの雨が降ったから、北崎はこうよ、皆実町はもつよもたんよというような判断は我々としてはしてはないということを理解してください。

副議長（稲田雅士君） 11番さん、時間です。

以上をもって松本進君の一般質問を終結いたします。

15分間休憩をします。

午後2時29分 休憩

午後2時45分 再開

〔議長交代〕

議長（小坂智徳君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

質問順位6番、宗政信之君の登壇を許します。

7番（宗政信之君） それでは、一般質問をさせていただきます。

3項目について質問をさせていただきます。市長の政治姿勢について、竹原市の情報基盤整備の運営について、竹原市の災害対策についての3点について御質問いたします。

8月30日に行われました衆議院選挙では、民主党の歴史的な大勝利となり、政権交代が実現をいたしました。この伏線は、さきの参議院選挙でも強く感じられるところであったと思います。事前に自民党の敗北も予測できたはずであり、政権交代も予測できたはずであったと思います。

マニフェストを精査すれば、次に政策変更、税制負担の変更、補正予算における基金の凍結も予測できたはずであります。例えば、補正予算の基金については、4兆3,000億円のうち1兆円が凍結と発表をされています。継続事業も含め、今後各自治体での事業進捗は大変大きな課題として取り組みが懸念されるところであります。

そこで問題なのは、市長の選挙に対する取り組みであります。市長は、自民党代議士の後援会長として積極的に応援弁士も務め、激励ため書きも送り、マイクを握り市民に支援を訴えてまいりました。結果、竹原市の選挙区での国会議員は今後4年間民主党議員1人となってしまいました。

さきの県議会議員選挙でも、市長が応援します議員が落選したときも同じでありますけれども、当選した議員のところに祝福、あいさつに訪れておりません。この衆議院選挙においても、当選議員のところに祝福、あいさつも今日までいたしておりません。どうしても自民党でなければならないのであれば、選挙区以外での自民党当選議員のところにあいさつをされるべきであります。

今後、竹原市の陳情、請願、予算づけに国との連携はどのように取り組まれるのでしょ

うか。呉市、東広島市長は、それぞれ支援組織はありましたが、2大政党時代を受けて自民、民主両党に対等に支援、応援をしてきたところであります。このような態度が、3万市民の代表としての市長のとるべき政治姿勢ではなかったのか、今後の竹原市の国への対応をどのようにされるのか、お伺いをしたいと思います。

2点目に、竹原市の情報基盤整備の運営についてをお伺いいたします。

さきの8月20日の議員全員協議会で、竹原市は地域においてブロードバンド整備を行うことは、ネット上に存在する情報の入手、検索、共有、保存、加工といったコンテンツサービスの快適な利用や、地域からの積極的な情報発信のために必要不可欠となっており、さらにブロードバンドを利用することでインターネットそのものの安全で安定的な利用環境を整えることができるとともに、住民生活、地域経済、地方行政の諸側面において多様な効果、効用をできるといった積極的意義を有しているとして、公設民営方式で取り組むことを発表されています。

ここで問題なのは、竹原市独自でケーブルテレビ、竹原市内にヘッドエンド装置、スタジオ等をつくり各家庭に配信するようなものにするのか、近隣のケーブルテレビに、行政の事務負担が大きいから、行政の整備費用負担が大きいから、選定プロポーザルが大変だからとの理由で委託提携しようとしていないのか、お伺いをいたします。

ケーブルテレビの地域情報基盤整備は、竹原独自の防災情報提供サービスとか、さらに観光情報の連携提供とか、高齢者支援サービス等であります。また、家庭にいながらにして、例えば仁賀のれんげまつりであるとか、忠海の神明祭が、各地のイベントが見られます。また、竹原市議会の議会が傍聴できる等のサービスが提供されます。事前の調査では、三原ケーブルテレビでの設備設置とスタジオなしの中継方式と聞いております。

そこでお伺いをいたします。

この情報基盤整備についての事業について、1つ目、相見積もりはどのようにとってきたのか。

2つ目、三原ケーブルテレビは概算で金額が高いと思われませんが、スタジオなしで中継方式なのかどうなのか。

3点目に、この施設を利用しての雇用は生まれるのか。

4点目に、料金体系は、三原ケーブルテレビの言いなりとならないか。

5点目に、竹原市の税金でつくるのに、加入金、毎月の料金は三原ケーブルテレビに入ると思われます。

6点目に、行政区が異なることから常時竹原市の情報サービスができるのか等疑問があります。お伺いをいたします。

3点目の問題は、竹原市の災害対策についてであります。

地球温暖化による影響は、各地で局地的異常豪雨を引き起こし、災害による大きな被害が報告されている昨今であります。

ことし7月21日、山口豪雨災害、台風9号の豪雨による兵庫県佐用町での災害、2004年の兵庫県台風23号による災害等河川防災等が社会問題となっております。

山口県防府市豪雨被害では土石流が直撃し、入所者7人が死亡した養護老人ホームでは、国が作成を義務づける風水害の対処計画をつくっていなかったことが判明をしております。また、台風9号の豪雨で、兵庫県佐用町で亡くなった人の多くが避難中に濁流にのみ込まれたことを受けて、自治体の避難勧告の判断時間や避難方法の見直しの検討を始めることとなっております。

専門家は、今日の異常気象により、行政が避難勧告を一律に出すと定めた法を考え直す時期に来ていると指摘をし、自治体の一律判断限界が問題となっております。

災害対策基本法は、国民の生命や財産を災害から保護する責任が国や自治体にあると明示しています。専門家は、ゲリラ豪雨など急激な増水による被害が拡大している昨今、一律の避難勧告では対処できないとも指摘をしております。

山口県防府市の豪雨の場合でも避難勧告がおくれ、佐用町の場合では佐用川の避難判断水位3メートルを、はんらん危険水位になった時点で避難勧告を出したが、このとき既に一部地域でははんらんが始まっており、大きな被害へと拡大をしています。

各自治体は、洪水時に大きな被害をもたらす可能性がある場所等を対象にした治山・治水アクションプログラムを策定したり、行動指南型ハザードマップを策定したり、居住の種類や階層、立地場所により避難か自宅待機か等をフローチャート図と地図で明示し、住民に徹底している行政もあります。

竹原市の場合、以上述べたことを災害時に想定したハザードマップがつくられ、地域と住民に徹底されているのか、災害危険地域の住宅と公共施設がどのくらいあるのか、そうした危険地帯に一時避難所が存在しているのか、お伺いをいたします。

また、かねてより指摘しています賀茂川での局地的な大豪雨でのはんらん時の避難訓練等自治会との共同訓練についての具体策があるのかお伺いをします。公共施設での風水害の対象計画等が義務づけされていますが、作成されているのか。

以上の点についてお伺いをさせていただきます。

議長（小坂智徳君） 順次答弁願います。

市長、答弁。

市長（小坂政司君） 宗政議員の質問にお答えをいたします。

1点目及び2点目については私が、3点目については副市長がお答えをいたします。

このたびの総選挙により、民主党を中心とした新政権が国政を担うことになりましたが、政権が変わろうとも、我々地方自治体に与えられている役割は、住民福祉の向上を図ることであり、これまでも、また今後も、その基本線については変わらないものと考えております。

こうした観点から、今後の国の動向に十分留意し、市民の皆さんが安心して生活できるよう、また地域の活性化が図られるよう、全力を挙げて市政運営に取り組む必要があると考えております。

しかしながら、民主党のマニフェストに係る詳細な制度の内容等については、まだ不明な点が多く、現時点において本市にどのような影響があるのか予測しがたい状況にあります。

また、新政権においては、既存予算の組み替えや税制の見直し、新年度の予算編成や政策決定プロセスの見直しなど、これまでの仕組みや手法の変更を表明されておりますが、現時点においてはそれらがどのようになるのか、まだ具体になっていない状況であります。

したがって、今後全国市長会や地方六団体が行う国と地方の協議の動向などを踏まえ、こうした国の動向について十分見きわめた上で、必要な施策の実施や予算確保等のために、国に対してどのようにアプローチしていくか、市民生活にマイナスの影響を及ぼすことのないよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、竹原市における情報基盤整備に関する御質問であります。さきの全員協議会において御説明いたしましたとおり、このたびの国の経済危機対策関連予算により創設されました支援制度の活用により、本市の懸案でありました超高速通信基盤整備の実現可能性が期待できるものと考え、事業概要を検討し、国に対し事業採択の要望を行った結果、事業採択されたところであり、現在事業推進を図るべく鋭意取り組んでいるところであります。

竹原市における情報通信基盤整備事業は、収容局から加入者宅まで光ファイバーで結

び、超高速インターネットアクセス及び有線放送サービスを実現するFTTH方式で構築することとしており、整備後は公設民営方式により超高速インターネット接続を基本としたブロードバンドサービス環境を将来にわたり持続的に展開しようとするもので、本市にとって最適なブロードバンドサービスの提供を行える運営事業者を選定することが必須の要件となるものと考えております。

通信分野の施設は、運営方式によって施設の整備内容が大きく異なるため、当初より運営、経営を前提とした設計、構築をすべきであるとの考えから、運営を視野に入れた事業実施を進める方法として、まず運営事業者を選定することとされております。

運営事業者の選定に当たっては、ブロードバンドサービスが高品質、低価格で提供できること、初期投資費用やランニングコストなどの行政の財政負担を低く抑えること、安定的な保守管理の体制、方法が示されていることなど、必要な選定要件を定めた上でプロポーザル方式により行い、選定された運営事業者は行政の整備した施設を当事者が一方的に破棄し得ない使用权を設定する契約であるIRU契約や、基盤施設の保守管理業務委託契約、サービス提供内容等に関する協定など、施設整備の調査、設計、施工管理業務及び完成後の運営に関する契約の優先交渉権者となるものであります。

なお、施設整備の工事については、別途工事請負契約上必要な手続により、事業者選定及び発注手続を行うものであります。

本市における情報基盤の運営方式につきましては、運営事業者の選定とともに、本市にとって有益なブロードバンドサービス環境となるよう、適正に判断の上、決定してまいりたいと考えております。

事業費の見積もりにつきましては、国に対し事業採択の要望を行う際に、本市の実情等から事業概要を検討するとともに、事業費について3社から見積もりを求め、見積もり価格等から要望時の事業費を決定したものであります。

この事業の推進により、施設整備工事を初め大きな波及効果が生じることが想定され、地域活性化に資するものと考えております。

次に、サービス提供に係る料金体系につきましては、運営事業者により異なってくるものと考えられますが、最終的に決定する運営事業者との協議により、本市にとって有利な条件となるよう、またサービス利用者にはより安価な料金体系を求めてまいりたいと考えております。

情報サービスの内容につきましては、さきに実施した市民アンケート調査結果によれ

ば、ケーブルテレビに必要なサービスとして自主放送が最も多く、この基盤を活用した地域情報発信のための環境整備は必要であると認識しており、これにより本市における地域情報の提供が行われるものと考えております。

本市における情報基盤整備後の情報サービスの展開については、運営事業者を中心に、よりよいサービスの提供に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

議長（小坂智徳君） 副市長、答弁。

副市長（友久秀紀君） それでは、私のほうから3点目についてお答えをいたします。

竹原市の災害対策についての御質問であります。近年全国的に集中豪雨による水害が頻発している中、本市においても過去に賀茂川で多大な被害が発生した経験を踏まえ、賀茂川、本川がはんらんした場合を想定した洪水ハザードマップを平成20年に作成いたしました。

この洪水ハザードマップには、浸水が予想される区域、浸水深以外に大雨時に災害の危険のおそれがある土砂災害警戒区域のほか、市が指定している避難場所などをハザードマップ上にあわせて記載し、さらに情報面として住民が迅速かつ円滑に避難できるために、避難時の心得や非常持ち出し品、洪水時の行動、気象情報等の入手方法を記載するとともに、土砂災害の前兆現象、災害時要援護者への対応などの情報についても記載をいたしております。

なお、この洪水ハザードマップの作成に際しましては、平成17年に市内沿岸部を対象に作成した高潮ハザードマップと同様、浸水が予想される地域の自治会等を対象にワークショップを開催し、地域住民の皆さんから意見を聞きながら、実効性の高い洪水ハザードマップとなることを目標に作成をし、対象世帯への配布、市ホームページへの掲載などを行っております。

次に、大雨時に災害の危険のおそれがある箇所につきましては、急傾斜地崩壊危険箇所324カ所、急傾斜地崩壊危険区域指定箇所にある人家1,971戸、土砂災害警戒区域内にある人家1,137戸、公共施設につきましては公民館1カ所、保育所2カ所、小学校2カ所、中学校1カ所など、また一時避難所については小学校グラウンド、スポーツ広場、公園などを定めており、その中には土砂災害のおそれがある区域に所在しているものもあります。

次に、避難訓練等につきましては、本年5月に広島県の指導のもと、中通公民館におい

て集中豪雨を想定した図上訓練を実施した際、実働訓練として中通、上条、大応自治会の皆さんによる避難訓練を実施いたしました。

訓練の内容につきましては、避難勧告の情報伝達、地域住民の徒歩による中通公民館までの避難、消防団による避難誘導及び安全確保、避難場所における人数確認などを行ったものであり、今後におきましても総合防災訓練及び各地域において実施されている自主防災訓練、本年2月に開催した自主防災組織リーダー研修会への参加など、さまざまな機会を通じ、みずからの地域は住民が守るという住民参加の防災のまちづくりを一層推進してまいりたいと考えております。

なお、風水害の対処計画につきましては、社会福祉施設等において非常災害に対する具体的計画として風水害、地震等の災害に対処するための計画を立てることについて国が基準を定めているものであり、公共施設に関しては学校、保育所などにおいて、災害時における連絡体制、避難経路などを定めた計画を策定をいたしております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（小坂智徳君） 7番。

7番（宗政信之君） それでは、再質問させていただきます。

さきの衆議院選挙においてですが、よその首長さん、ほとんどは両党の支援、応援を対等な立場でやっておられます。そして、その後決着がついた場合、双方のところにあいさつに行き、勝ったところには祝福をされております。そのことが、今後国政に出られた議員とのその町のパイプがしっかりと構築されるもとなるというふうに思います。

しかし、今回の総選挙を見て、当然ですが選挙になれば相手のことを非難中傷し、そして支援をする政党については非常に上手に褒めちぎるところがあるわけですが、結果としてこういう結末が出ました。

その後、市長は当選をいたしました民主党の議員のところに、少なくとも私がこの原稿を出すまでは行っていません。そういうことで、今後、今ここに述べておられますように、政権がかわろうとも、我々が地方自治体に与えられている役割は住民福祉の向上を図ることであり、これまで、また今後もその基本線については変わらない、こう述べておられるわけですが、そうした国政とのパイプが非常に困難になるのではないかなと思います。

ここで、壇上で述べましたように、どうしても自民党でなければならないのであれば、広島県内から1区と4区から当選をされているわけですが、その議員のところにもあ

さつに行ったのかどうなのか。こういうことでは、3万人市民のリーダーとしての資質の問題があると思います。今後、どのようなルートで国政への陳情あるいは要望書、予算づけ等について行うのかをお聞きしたいと思います。

議長（小坂智徳君） 市長、答弁。

市長（小坂政司君） また、どういうんですか、選挙がない中での我々は国会議員の皆さん方には、今までは要望活動を進めておりました。こういう結果になる前も、民主党の県内の議員さんのところへ行きますと、もう市長さん、もうこれからは地方分権の時代ですから、こういった陳情なんていうのはもうなくなりますよと、少なくとも政権をとりましたらそういうことはなくなりますよというふうなお話をされておられました。そうは私もまだ思わないし、地域の実情を要望するのは当然であるというふうに思っております。

したがって、私は議員がいつこの一般質問を出されたのかわかりませんが、しかるべき時期には意見交換をさせていただき、これからも竹原市政に対して、あの国会議員はいかなる党にあっても、国民のため、国のために活躍をしていただくという中で御理解をいただく、また意見交換をさせていただいております。

これは、党派を超えて今まで私もそれぞれさせていただいているわけございまして、特殊な事情のときはそういうこともありませんけども、決して私はそれぞれの党のそういったいろんな発言は控えさせていただいて今日まで来ておるというふうに思っております。今後も竹原市民にとって、これから住民福祉向上に私は国会議員に対して全面的に御支援をいただくよう、要望活動は進めてまいりたいと思っております。

議長（小坂智徳君） 7番。

7番（宗政信之君） 当然でありまして、また国会議員になるような方は、あいさつに来ないから、来たからということではないんですけれども、少なくとも例えば東広島の市長にしても、呉市の市長にしても、当選が確定をしたときに負けた議員、そして勝った議員のほうに両方ごあいさつに行っておる。また、広島市長を中心に、全くどの政党にもあいさつも支援もしないという徹底をした、どっちにしても対等なつき合いをするということが、私は今後首長としての大きな責任だろうと思います。

例えば、これからは一括交付金制度になりますし、そうなったときには地方自治と言いつつもそれぞれの部署に、あるいは国土交通省に、あるいは文科省に、あるいは総務省に、いろいろその優先順位の事業のお願いに行かなくてはならないと思うんですが、今回の選挙を見まして全く竹原市へも民主党の議員、午前2時までおりましたが、駆けつけて

はおられません。その後も、あいさつをしたということも聞いておりません。そういうことでは非常に困るんでありまして、少なくとも対等なつき合いを、あいさつをするなら両方、支援をするなら両方、全く支援をしないという方法の手段もありますし、そうした取り組みが求められると思います。

例えば、4兆3,000億円の基金の凍結がありましたけれども、の中の1兆円が、そうすると竹原の今抱えておる問題点の中でどこが障害になってくるのか等についても、やっぱり早い時期にマニフェスト、あるいは今政権をとったんならとった民主党に対して事情あるいは政策変更の内容を詳しく聞いていただく中で、竹原市の今後の進むべき道をきちんとしなくちゃいけないんじゃないか、十分そういう点を首長としては反省をしていただきたいというふうに思います。

それでは、次に2番目の竹原市の情報基盤整備の運営についてをお伺いいたします。

以上、壇上で質問をいたしましたように多くの問題があります。

まず最初に、これだけ大きな13億5,900万円の事業が、答弁では既に事業採択されたところであると、こう述べております。13億5,900万円の事業が採択されたのであれば、少なくともこの9月議会にでも諮るべきでありますし、議会の承認がないとこの事業は進まないと思うんですけれども、どのようにお考えをされておるのか。

そして、このIRU、事業者選定プロポーザルのスケジュール表を見ましても、竹原市には全協を行いました20日後の27日に交付金の、いわゆる総務省中国総通の内示があったところだろうと思うんですね。そして、この最終的な事業の交付金申請、いわゆる竹原市の負担金は6.7%で済む。このような有利な事業の交付金申請書の締め切りが9月30日になるわけですね。もしここで交付金申請が、内示があった後本決まりになれば、議会の承認は絶対的に必要なんじゃないんですか。

伝え聞くところによると、竹原市が地域住民に一番望んでおるところとして、あなた方は答弁をされておりますけれども、自主放送が最もいいんだということを言っておきながら、プロポーザルの順序が難しいから、あるいは申請許可、認可が難しいから、あるいは設備のいろいろ予算もかかることだから、面倒くさいから一括委託をするというスタンスになっていないのか、まずそこをお伺いをいたします。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今柴敏彦君） まず、1点目の議会への説明、これは当然でございまして、先般の全協でも御説明申し上げましたとおり、前回の全協説明時に内々示という形でござい

まして、その後議員御説明のとおり内示がございました。これから交付申請という手続に入りますが、同時進行で議会のほうにも全容をお諮りする運びで進めてまいりたいというふうに考えておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、いわゆるサービス提供内容ということになるかと思ひますが、いわゆる基盤として自主放送が必要だということは議員も御説明のとおりでございますし、市民へ行いましたアンケート調査の中でも求められているところでございました。これを実現するためには、当然中継をするスタジオというものが必要になってまいります。このスタジオというものは当然含まれなさいいけないというように考えておりますので、全体のいわゆる基盤整備後の運営事業者にそのことについてはゆだねていくという形にはなりますが、基盤としては当然その整備については含まれるものというふうに認識をしているところでございます。

議長（小坂智徳君） 7番。

7番（宗政信之君） それで、この事業の一番大きなところは、運営事業者を選定することがまず求められるわけですね。また、この運営事業者の取り組みによっては、この莫大な13億円の投資が若干見直されるかもわかりません。

そこで、竹原市の対応として、この運営事業者の選定に当たっての取り組みの中で、どこでどういう契約をされているのか知らないけれどもコンサルタントを連れてこられておりますよね。それは、どういう経路でこのコンサルタントを招聘したのか。そして、そのコンサルタントは竹原市がやっていくのに極めて難しいということをたびたび発言しております。初期投資額の確保ができるのか、平成22年4月の間もなくの開局にどのような対応ができるのか、あるいはサービス開始できるのか、経営、営業、技術の人材、体制の確保ができるのか、あるいは竹原市の財政支援が不可能であるけれども、そうしたことも踏まえてサービス提供ができるのか、加入率の確保が確実にできるのかというふうに、コンサルタントとしてつくり上げていくための発言とは思えないことがたびたび報告されておるわけですが、そうしたコンサルタントは、どういういきさつで、どこの系統のルートで認定をしたのか、お聞かせをいただきたい。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今柴敏彦君） 議員が御説明の内容につきましては、実は竹原市内にこの事業を進めようという事業者の方があらわれまして、その方々と基本的には別途いろんなすり合わせ、調整を進めさせていただいているところでございます。その中で、この事業の内

容といますか、というようなものを一応御説明申し上げまして、その上で竹原の市内で行われる事業を竹原の市内の事業者がするというのは基本的に歓迎すべき話ではありますが、やはりそうはありながら逆に担保されるべきこともあるというふうな説明をさせていただいたという内容でございます。

今の我々側に、竹原市の運営側に御協力いただいておりますのは、さきの議会で御説明、お願いをいたしました地域情報化計画の推進に当たっての考え方の整理という調査業務をお願いしているわけでございますが、その方に御協力いただきまして、その辺の基本的な押さえのところを御説明いただくために私どもと同席をして、竹原の事業者の方への説明ということで開催をしたという中身でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（小坂智徳君） 7番。

7番（宗政信之君） このコンサルタントは、どういうルートで呼んでこられたものなんですか。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） この調査業務を進めるに当たりまして、前提となりましたのは東広島市が市域内に基盤整備を行うというベースがございました。これが一つのきっかけになっていると言っても過言ではありませんが、その東広島市における情報化の推進にかかわる今回の竹原市も同一業者を採用させていただきましたが、いわゆる土地、事実上の同一地域内での基盤整備のあり方の研究とかというものを請け負っておられたということも背景にございますが、一定にはもちろんその見積書も徴取いたしまして選定をさせていただいたということでございます。

議長（小坂智徳君） 7番。

7番（宗政信之君） この13億円余りの事業というのは非常に大きなプロジェクトで、竹原にとって非常に絶好の雇用の機会であるし、各事業者の仕事がたくさん入るということでも非常に歓迎すべきことですね。

それから、先ほど課長が答弁したように、地元で立ち上げておられる、この運営事業者として名乗りを上げておられる、その方たちに積極的にお任せをすると、そのことが入金とか今後の使用料についても全部竹原に落ちる、そしてそこに新しい雇用も生まれるということで、非常に有意義なことなんですね。

ところが、皆難しいよと、つまりもう日にちも迫るとよ、だからもう地元はできない

でしょうというようなコンサルタントを連れてきたんでは何のメリットにもならない。そして、この運営事業者によっては、今後の13億円に対するすべての工事が竹原に一切利益のないものになってしまう可能性もあるわけですね。それで、せっかくだつておるのに、どうしてそうした地元を交えた意見交換等を実施し、対応するのが筋だろうと思うんですが、なぜ意見交換会を、具体的に地元に任すためのそうした取り組みをされないのか。うわさに聞くと、もうすべて三原ケーブルテレビにおんぶにだつことという形で、当初の話ではどうも竹原にスタジオもつくらない、そして中継方式だというようなことが議会の何ら承認もないまま進むということでは、もう極めてこれは遺憾なことだと思います。

この事業の大きな目的は、やはり莫大な使用料、加入金、そして地元の雇用が、何度も言うようですが、一番大きな魅力でありますので、なぜそうした意見交換会が地元ありきの形で進められないのか。そして、竹原市としての地域活性化を基本として地域情報通信基盤計画であろうと思いますが、どこかの事業者ありきの対応としか考えられないんですが、そこについてどのように御答弁されますか。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） 基本的に議員さんがおっしゃるように、先ほども申し上げましたが、竹原の事業者が起業をされたら、それが竹原の市内の事業であって、展開をされるのが竹原の事業者であるというのは理想的な形であるというのは我々も認識しております。

がしかし、皆様にも御説明をいたしましたけれども、これはあくまでも事業の概要説明という形での設定でございましたので、一つこの事業が事業運営という形でのIRU契約という形で今まで説明をしておりますが、お任せをしていくというふうな中身になるわけでございます。

この事業は、広島県内及び周辺地及び中国地方を見渡しましても、かなり経営的には非常に順風満帆という事業ではないということは、多分議員の皆さんも御認識をいただいていると思います。その上で、竹原市の事業者としてどういうふうな絡み方ができるのか、御認識をいただけるのかという説明会をさせていただいたということでございますので、その点は御理解をいただきたいと思います。

それと、決して竹原市以外の周辺事業者の方にその事業をお任せすることありきで進めているわけではなく、今から選定プロポーザルによって正式な形で決定手続を行うという形の中で、竹原の起業された事業者の方は新規でありますので、そのことの説明も含めて

調整ないし調整作業を進めさせているということでございますので、ひとつその点は御理解いただきたいというように思います。

議長（小坂智徳君） 7番。

7番（宗政信之君） もう日にちがないんですね。本省締め切りといいますか、交付金申請書の最終段階は9月30日ですね。これは、何度も言いましたけど補正予算なんで、来年への持ち込みは一切ありません。今年度中に立ち上げて、工事は今から1年かかろうが2年かかろうが、23年7月までにやればいいんですけれども。いよいよ差し迫って、きょうは16日ですよ。あと半月もない。総務省の、いわゆる中国総通に対して竹原が、ここでは既に事業採択されたとあるわけですが、採択はされてまだないと思いますが、そういう状況の中で詰めてでも地元と積極的に、地元の立ち上げのためにすべてを傾注して取り組むべきだと思うんです。

私も6月議会で提案しました、総事業費が13億円、私が提案したのはね。ところが、今竹原市が出しておる13億5,900万円は、総務省が言うところの査定、15%から17%カットしなさいよという金額の中で、13億5,900万円になっています。ということは、この事業の本来三原ケーブルテレビが概算で出した16億5,000万円に匹敵するんですよ。査定が必ず入るとるわけですから、総務省からね。その査定が入って13億5,900万円になるんだったら、もっと当初の安い13億円何がしから15%、17%の査定が入ればもっと安くなる。こういうことをやはり地元と十分に精査して、安くて、ここにも答弁があるように、安くて利便性がよくて後の運営上も見やすい、そうした取り組みを今しなくちゃいかんのじゃないかと思います。

そこで、例えば査定をされた後の金額が13億5,900万円ですけれども、何社から見積もりをとったんですか。その何社も3社なら3社、具体的に名前を挙げて、その当初の彼らが言う概算金額が何ぼであったのか、そこを具体的にお答えをいただきたい。

議長（小坂智徳君） ちょっと待つて下さいね、今資料をしょうるもんで。ゆっくりでええよ。

総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） 済みません。見積もりは、市長の冒頭答弁でもさせていただきましたとおり、3社見積もりをさせていただいております。1社は採用いたしました、16億円弱ということ。もう一社は19億4,000万円、それからもう一社は21億円という内容でございます。

あくまでこの前提は、要望申請当時には竹原市内に事業者がないという形でありますので、基本的には周辺自治体からの基盤からの延長による事業計画ということで申請をしていったという流れがございます。その中での組み立ての価格がこれであったということでございます。

具体的なその見積もり業者の名前につきましては、今回のかかわりがございますので、その点は伏せさせていただきたいというふうに思います。

議長（小坂智徳君） 7番。

7番（宗政信之君） つまり、議会に対して高額な公共投資にもかかわらず今までそういう報告が一切ないわけよね。そういう秘密主義でやると、議会の議決が得られるのかどうなのかね。今回議会の承認が得られなかった場合どうするのか。そして、12月に議決をしたとして、そういう総務省に対する年度内、3月31日までにこのことの最終的なゴーサインを出さなきゃいかんわけですが、越年ができんわけですから。そうしたときに、今日にちがえないから急いで見やすいところに走るということでは私はいかんと思うんですよ。

今いみじくも言ったように、3社から16億5,000万円、19億4,000万円、21億円何がしだったですね。今の13億5,900万円というのではないわけです。ですから、恐らく16億5,000万円ぐらいの概算要求の総務省が言うところの査定を15、17%引いたものが13億5,900万円になっておるはずですよ。だったら、もっとそういうことを議会に公表して理解を得られんとね、これはなかなか抵抗がありますよ。

そして、私も東京から急遽呼びまして、こうした全国的なケーブルテレビをやっておるところにお問い合わせをさせていただきました。十分間に合いますと、この19日に会合を開いても、この9月30日までには十分間に合いますと。

そして、先ほど部長が言われたように、全く経験がない、竹原市にはないですよ、ケーブルテレビなんか。しかし、今10万人の都市でも職員5名で運営をしておると、そういうところもある。そして、集金体制はまた別ですよ、そういうことが可能ですよと、今本気に竹原市が立ち上げようとして、本当に総務省からの認可をいただくとするならば、急いで整理をしなくちゃ、よそに持っていったんでは、例えば2つの自治体が1つのスタジオで地域ニュースを流すとしたら、三原でやったとしたら、三原には瀬戸田もあり、本郷もあり、甲山もあり、大和もあり、竹原もありでは、竹原の何が何分の1放送さ

れるのか。

そして、一番大事な防災等について、このケーブルテレビが異常に大きな力を発揮する。ついこの間の新聞ですが、お年寄りがケーブルテレビと接続することによって、都会の子供たちから、テレビの前に座るだけで健康状態、何々ができるようなシステムが今開発されたと。そういうことが、もう竹原でも可能なことになってくるという利便性のあるものを、私は今こそ地元で投げ与えて、例えばそれが当初1億円要るものであれば、それは大手企業に頼んでその後返済ということもできましようし、あるいは竹原市が1億3,000万円出すとすれば、それを前倒してその資本金に入れるとか、いろんな方法は考えられるわけです。

今のような安易な方法で三原に、あるいは東広島に流れていくとすれば、竹原に雇用は生まれませんよね。そして、料金体系も、竹原独自で今のように6.7%でできる施設が、今まで莫大な負担を地元がしながらつくったケーブルテレビに入ってしまうと、その料金体系で取られてしまう。竹原市には、せっかくこうした補助金による新しい事業創出をしてやろうというメリットを生かすことができない。竹原市民の税金でつくるのに、加入金、毎月の利用料等は、そこの地域に吸い取られてしまう。それでは、一体全体どうなるのか。

竹原市が独自にケーブルテレビをつくるとすれば、この議会だって家にいながらにして議会が傍聴できる。壇上でも言いましたように、仁賀のれんげまつりも行ってみたいんじゃがテレビで見えると。あるいは夏祭りを、あるいは5月のいろんな祭りを、花火大会を、いながらにして竹原市のいろんなことが聴取できる。そういう今絶好のチャンスを市外の者に渡さんばかりの取り組みはいかんと思いますよ。9月30日までに最終的な許認可のリミットが迫っておる中、議会にも報告がないということは、恐らくどっかに依存をして、そのまま粛々とその枠の中で、プロポーザルも何も要らんのだから任せなさいよと、あんたどこでやる資金力があるのか、運営事業体は本当にきちっとできるのかというような問題等々について、私はどうしてもトップダウンでしかこれは指示されてないと思えないんですよね。この操作を、この今のコンサルタントを入れて粛々と事業を市が進めているとするなら、それは総務課長の一存の責任なのか、あるいは市長、副市長の一存の判断なのか、その点についてお伺いをいたします。

議長（小坂智徳君） 総務部長、答弁。

総務部長（胡家亮一君） 答弁でも申し上げておりますけれども、これまで特定会社に決

めて進めているというわけではございません。あくまでその内容が本市事業の条件にかな
い、有意なものかといったこと、そういったものかどうかということ審査した上で決定
していく必要があるというふうに考えております。

今後、プロポーザル方式により、こうした考え方に基づいて総合的に有意性を判断いた
しまして、外部有識者を含む選定委員会において審査するといった手続を踏みまして適切
に選定してまいりたいというふうに考えております。

議長（小坂智徳君） 7番。

7番（宗政信之君） だとするなら、事業者により仕様書が異なることから事業者を選定
する、そういうきちとした建前があるんなら、地元で今立ち上げておるこの会社に、で
きるだけその事業者になっていただくようにもっと詰めていく必要があるんじゃないん
ですか。そして、運営事業者を決めないと、これはIRU方式でやるということとは違うこ
とになるわけでしょう。その話も一切途切れてしまってる。それで9月30日に間に合う
んですか。あるいは、総務省の外郭団体である、認めていただけるんですか。あともう数
日しかないんですよ。それで、この膨大な事業が、やみからやみじゃないですが、不透明
なまま決定をしたら、恐らく議会は承認をしないと思いますよ。

もっと、地元で今組織を立ち上げた、わずかな資本金であるけども立ち上げた、それが
資本金が足りない、あるいは運営のあり方がわからないというのであれば、もっと立派な
コンサルタントを呼んで地元のその新会社を教育をする、育成をする。その中で、竹原に
税金でつくるこの施設のメリットを最大限竹原がとるということにしなきゃいかん。だと
したら、もっとも竹原市が立ち上げたところが不備があるんなら、その問題点の不備
を指摘をし、資金力なのか技術力なのか人材なのか、あるいはそうした光ファイバーとい
う特別な事業のあり方について指導がきちとされなきゃいかんじゃないですか。それ
で、9月30日に本申請の締め切りに間に合わすということは至難のわざでしょう。明ら
かに、地元のそうした立ち上げた会社を放置したまま、無視したまま進めようとしてい
ること以外に考えられんじゃないですか。どのようにお考えでしょうか。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） 地元の起業された事業者の方とは、十分連絡をとりながら連携
をとらせていただいております。その上で実現可能な方法についてどういう道があるのか
ということを含めて、協議を今まさに進めさせていただいておりますのでございますの
で、その点は御理解いただきたいと思います。

議長（小坂智徳君） 7番。

7番（宗政信之君） ですから、プロポーザルの実施のための選定委員会というのを竹原市が立ち上げるわけですから、この公設民営ですから、公設のための選定委員会というものを設定されておるのかどうなのか。選定委員会の選定基準はどのようにされておるのか。だから、今地元と十分相談しとるんよと言うんなら、それがどういう選定委員会において、13億円何がしかの事業を進める選定委員会の基準をどのようにされているのか、その点もお伺いをいたします。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） 冒頭の答弁で申し上げましたとおり、運営事業者の選定に当たりましては、サービスの高品質、低価格の提供、それから初期投資費用やランニングコストなどの行政の財政負担を低く抑えられると、それから安定的な保守管理体制、また方法などが示されるかどうかなどが要件ということにはなると思います。

これらを審査をするには、当然この事業は、本市が県内においても全国的においても初めて始めることではございませんので、多くの事例がございます、そのような中で本市にとって有益な事業者というものが選定されるというようなことでございます。メンバーにつきましては個人名は控えさせていただきますが、関係の有識者の方を5名ほど選定をいたしまして、最終的に審査を行うというような形で考えております。

議長（小坂智徳君） 7番。

7番（宗政信之君） 今言ったのが、9月30日を過ぎてもまだ猶予期間があるんよというんなら別ですが、あくまでも総務省の中国地方の出先機関中国総通に対してこれこれの営業主、運営事業者によってこういうことをやりますよ、最終的な申請ですよということになるわけじゃから、非常に時間がないということになりますよね。ですから、そこらが本気で立ち上げるためにほんまに夜も寝ずに、このわずかなあと十何日間ですが、地元と十分協議をして、何度も言うようですが地元をやっぱり落とさせていただきたい。そして、その地元は、さらに今の資本ではだめでしょうから、当然いろいろな事業者、竹原市民、地元企業、いろんな方に呼びかけて、恐らく増資もしながら、それは必ずやり抜くと思いますよ。そういう点がまず前提でなけりゃいかんと思います。

すべての事業において当初から実績のある企業はないわけでありまして、市は竹原市内の企業が地元活性化のために、事業対応するのを実績がないだけの理由で求めないはいけません。あくまでも、今回の事業は、竹原市の住民、竹原市、地元企業にとって、地域

の活性化及びまちづくりの実施を実施する上で必要不可欠なものであるとの判断をいたします。そのために、住民、地元企業の賛同を得た状態で対応するのが一番いい方法であり、地元の雇用を初め永続的に市民のための設備であるべきだと思いますが、その内容をよく理解いただいて、あくまでも公明正大な、そして地元にお金が落ちる方法ということで取り組んでいただきたいと思います。その点についてはどうでしょうか。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） 先ほども申し上げましたとおり、地元の企業の起業をされた皆様、地元で起業をされた事業者が、どういう要件で、どういうかわりで、どういうふうな事業実現ができるのかということを含めて現在調整させていただいているところでございます。

当然ではあります、この事業を実施することによって竹原市に経済効果、波及効果がないと、これはこの原資となります国の緊急経済対策の趣旨、目的というものにもかかわってまいりますので、どういう形になるかということは最終決定ということではありますが、いずれにしてもそういうものを目指してこの事業は進めさせていただきたいというふうに考えております。

議長（小坂智徳君） 7番。

7番（宗政信之君） ですから、近いうちに臨時議会を開いてでも、早急にやっぱり、今回提出議案の中にこのことの承認事項は入っておりませんから、少なくとも早い時期に、例えば30日に総務省からの竹原市の認可がおりるとすれば、今こういう事業決定と書いてあるんですが、最後の総務省のものをクリアしないと承認にはならないと思うんですが、そういうことを十分に受け取っていただいて、このわずかな期間に地元と本当にひざを交えてやっていただきたい。

今、竹原市には20を超える難視聴地域があります。ほとんどがこのケーブルテレビは接続すると思います。ケーブルテレビを経由しないとデジタル放送もBSも入りませんから、当然ケーブルテレビとの接続が条件でありますから、そうするとそれは約2,000軒あるんですね。そうすると、もう2,000軒は確実に入ると。その上に、新たに今の1キロ四方の中心部だけの光でなしに、募集すれば非常にたくさんの加入者が入る、その加入料と、そして使用料をうまくやっければこれは十分採算は合うと。それはシミュレーションをした中にもあります。

私が前回の議会でも出させていただきましたスタジオあるいはセンター設備、路線設備、

ヘッドエンド装置、受信転移設備、それらのものを全部システム構築費概算を前6月議会に出させていただきますが、それが13億5,700万円ですからね。それから、15、17%の総務省の査定が入ったとしたら11億円何がしでできる、こういう、これはどっから出したんかと、じゃったらそこへも問い合わせをしてみるとか、そして少なくとも、何回も言いますが、運営事業者を竹原に持ってくるということに取り組んでいただきたいと思います。

それでは、3点目の問題に入りたいと思います。

壇上で申し上げましたけれども、非常に昨今の異常気象によって集中的な豪雨が発生しております。過去にも、終戦後間なしに賀茂川が決壊するということがありましたけれども、ここで質問したいのは、公共施設の中に非常に危険区域の中にある建物が何軒あって、避難場所とされておるところが危険箇所であるところもあると。答弁にもあるわけですが、そういうところの住民合意が十分なされておるのかどうか。

そして、公共施設の中で、国が作成を義務づけている風水害の対処計画をつくっていないところがある。今回の山口の場合、あの養護老人ホームがつくっていなかったということで、非常に大きな7人という犠牲者を生むことになったわけですが、そうしたものが竹原の現状の中でどこまで整理をされておるのかということです。その整理がされてないと、例えば訓練を、今答弁では図上訓練をやっておると。実際に住民を動かして、家から出させてどのようなルートで避難場所に行くんかということはない。今本来間違っただけで協働のまちづくり、協働のまちづくりという表現をしようるんですが、これこそが協働のまちづくりでね。きちっとやはり、こうした過去の悪い災害の事例を竹原で二度と起こさないということが必要だろうと思うんですね。

今、竹原の上条あるいは宮原地区、あるいは東野地区、雨が降るとごろごろごろ岩が崩れてくる音がして眠れないんですという家がもう何軒も聞かれるわけですが、そういうところの対応が、そこに集中的豪雨が来たときにあつた大きな被害、あるいは賀茂川が決壊をするということも想定をした、いろんなやっぱりシミュレーションを起こした取り組みが必要であろうと思うんですが、国が作成を義務づけた風水害の対処計画をつくっていないところが公共施設の中にどれぐらいあって、その対応はどのようにされているのか、まずお聞きをいたします。

議長（小坂智徳君） この際、会議時間を延長いたしておきます。〔午後3時49分〕

（総務課長今榮敏彦君「要援護施設ですか」と呼ぶ）

7番。

7番（宗政信之君） いやいやいや。養護施設もそうですが病院もそうですし、いろんな公共施設の中に対処計画をつくっていないところとかがどのようにあるのか。あるいは、今までの教訓を全く間接的な経験として生かしてないのかということですよ。例えば、佐用川のはんらんのときも、県の方針によって避難を出したときには既にはんらんをしておったと。これは新聞でもテレビでも報道されたところですよ。

ほいじゃあ、県は先ほどの建設産業部長の答弁ではないですが、市役所の屋上にある水量計だけで、ああまだええよという判断をした。実は、山にぶち当たった雨雲が一気に仁賀なり新庄なり田万里なりに集中的に豪雨が降ったと。この間の防府でもそうですが、時間的に見ると赤い筋が異様にそこだけをずうっと行っておると。そういう偶然が重なって大水害というのは起こるわけで、そういうことを想定したときに、一律に避難勧告を出しておったんではもうだめだということがいっつも言われとるんですね、この間からのずうっと災害の中で。そういうことも踏まえて、対処計画をきちんと義務づけをされておるはずですが、そういうところがどの程度あって、どういう対応をされているのかお伺いいたします。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） いわゆる議員さんがおっしゃる公共施設っていうのは幅が広いものですから、ちょっと私のほうで説明をさせていただきます。いわゆる公共施設と言わせていただきますが、防災計画なる計画が、例えば消防法で定められた消防計画でありますとか、さまざま求められるものがございます。実は、消防計画等につきましては、基本的に多く集まるそういう施設については、割と綿密に策定されておられるのが実情でございます。避難を含む防災計画というものが十分定められているかと言いますと、防災台帳、避難台帳というようなものが定められているところもございますが、避難訓練を実施をするというふうなことは複数の施設であるようでございますが、議員御指摘の部分について十分なされているかということになりますと、まだ不十分であるというふうなことが今回調べました結果ではあったような状況でございます。

議長（小坂智徳君） 7番。

7番（宗政信之君） ですから、壇上で言いましたように、各自治体において過去に被害があったようなところは、特に治山・治水アクションプログラムを具体的につくって、避難箇所から避難経路から、そしてだれだれさんのところへどのような対応をしようと、ど

ここの施設にはどれぐらいの人数が駆け込めるとか、行政だけでなくそういうアクションプログラムをどうつくるのか。

そして、行動指南型からも集中的になんですが、それをどのように形成した上で、極端な話、田万里ばかり集中的に雨が降りようよと。そうすると、あそこの下流のどこどこにどういうふうな避難指示を出すよということの、いわゆる一律で、例えば竹原市の先ほどの建設産業部長じゃないですが、の上だけの雨水を見ようたんでは今回の佐用町のようなことが起きるし、山口県の防府の養護老人ホームのようなことも起きる。そういうことがないように、最大限のやっぱり集中的な行動指南型のハザードマップというんですかね。そういうものが今求められると思うんですね。

特に、竹原というのは雨が降るとしょっちゅうどっかが必ず崩れとると。それがちょっと大きな形になると、その谷全部が、いわゆる山口県防府のような集中土砂災害になる。ですから、よその経験を最大限生かしていくような取り組みを、そしてよその治山・治水アクションプログラムであるとか、行動指南型のハザードマップであるとかというものについて、やはり出向いてでもそういう資料を取り寄せて、そして危険箇所についての整理、そして公共施設がある危険地域の公共施設、あるいは避難箇所に危険地域があるよということについての見直しを、やはり早急に取り組まなくてはならんんじゃないかと思うんですが、その点にはどのようにお考えでしょうか。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） 御説明のとおり、今日の災害はこのたびの竹原市における豪雨においても、特に吉名町だけがたくさん降るとか、そういう異常な降雨状況でありました。がゆえに、今竹原市において地域防災計画に定める避難の一定の基準はございますが、これが一律にじゃあ適用できるかどうかということになると、なかなか難しい問題がございます。特に、今回山口県の災害がございまして、いわゆる災害弱者の方への対応というものが県、国のほうからも厳しく求められてきているところでございます。

御指摘のありました他市の先進事例等を踏まえまして、本市においても基本的に本年防災の推進として取り組むこととしております自主防災組織の設立等の促進、それからその中心となるリーダー養成、防災士の育成などとあわせまして、地域の方々と一緒に取り組みたいというふうに考えているところでございます。

議長（小坂智徳君） 7番。

7番（宗政信之君） それから、壇上でも述べたんですが、賀茂川上流に局地的な大豪雨

が来たときにははんらんする危険性が極めて高いんですが、いよいよ台風シーズンになる中で、やはり賀茂川のしゅんせつというものが毎年のごとくおくれおくれなんよね。それで、今ではもう2メートルから3メートル堆積しておって、その上に雑草が繁茂しておるというようなことで極めて危険な状態。あそこに今集中豪雨が来たら、恐らくまた前回の平成13年ですか、14年ですか、あのときの二の舞で……。

（「11年です」と呼ぶ者あり）

11年ですか。あのときの賀茂川がいよいよはんらんというような状況がわしは来ると思うんですが、もうちょっと、竹原市は天井川でありますんで、あそこらについてやはりきちんと県に河川のしゅんせつは定期的にやっぱりやっとかんと。あのときあのとき、そのとき失敗すれば、もう大災害になるということが一つ。

それともう一件は、もとの谷本採石の跡地が、大雨のたびに莫大な量が崩落をし続けておるんよね。それで、あの山の持ち主が、もういよいよわしのとこまで来たんじゃないかと。そして、これが落ちて、もし通行しようる車にでも当たって、人災あるいは死亡事故になったときにはわしの責任になるんですかの、どうですかのというて来られたんですが、あれもいつまでもあんな急峻ながけのままいつまでもほうっとくというのはどうなのかな。そうすると、あっこもそれこそ10億円単位の、恐らく国によるんか県によるんか、改修となると大変なことになるけれども、あの状態も大雨のときは莫大な量が落ちるよね。下に池があったんです。もうあれも完全につぶれてしまって、この間乗り越えて入って見たんですが、もう異常な岩石ですよ。ですから、そういうものもやはり竹原市の大きな荷台、どういうんですかね、災害の要素がそこにあるんで、どのようにやっぱり取り組むのかということ。

この2つについてどのようにお考えなのか、お答えいただきたいと思います。

議長（小坂智徳君） 建設産業部長、答弁。

建設産業部長（三好晶伸君） さまざまな自然災害、本当この最近起こっております。賀茂川については平成11年に、たしか時間は夕方、継続的に降っていた雨の中で、4時から5時ぐらいだったと思いますね。時間雨量が50ミリ近く来たと。それで、もうこれは時間の問題で決壊するのではないかと、サイレンを鳴らすところまで準備はした記憶はあります。こういった本当に予期せぬ異常な天然現象というものが、この近年雨だけでなく、高潮においても異常な高潮を記録いたしました。今後においても、気象庁あたりの話では、ことしは特にエルニーニョ現象による影響から、今後においても台風の時期がずれ

てくるんじゃないかとか、高潮の状況がもっともっと冬時期にも入ってくるんじゃないかろうとか、いろんな異常なそういったお話を伺っております。

そういう中で、賀茂川については定期的には3年に1回、多いところについてはしゅんせつを行うということになっております。今御指摘がございました。また、いろいろ調査をして、本当必要なところについては3年に1度ということじゃなしに、県のほうへ要望して、局部的なしゅんせつについても実施ができるようお願いしていきたいと思えます。

それから、採石場の跡地については、これは本当我々も民間におけるこういった事業でございまして、もう迷惑千万でございまして。それで、そのまま逃げちゃったというような状況でございまして、そうはいつでも市民の生命、安全・安心については行政が責任がないわけではないという観点で、先日も消防と一緒に現地へ視察に行きました。いろんな状況でございまして。すべて民地でございまして、なかなか行政が勝手なことはできませんが、ただその土地の所有者との話、あるいは私この間現地を見た中では、竹原病院の付近には、新たな造成をされて、家屋も相当建っております。そこらあたり、ちょっと背後地を見る限りは、急傾斜地事業、あるいは治山の防災、ここらあたりが該当するのではないかなというようなちょっと思いもあったもので、そこらについて県のほうとももう調整に入っております。

しかし、今の崩れたところの下にある池、あるいはあそこの広いところですね。あれへ向いて、これから早急に大がかりな工事ができるかということになると、これはなかなか難しいと思えます。実際現地へ行ってみましても、岩盤でございまして、急激な大きな崩壊ということにはつながらんとは思えます。ただ、ぼろぼろとした落石ですね。これはこれからもあると思えますので、そこらの安全については現地の動向、状況を注視しながら、もし行政でできることがあれば、維持管理に努めていきたいというように考えております。

議長（小坂智徳君） 7番。

7番（宗政信之君） 非常に危険な箇所が多い竹原市でありますので、結果として後、あのときにこうしておけばよかったということのないように、そして公共施設の中で危険地域に入っている公共施設についてはどのようにしていくのか。そして、避難箇所が危険地域にある、そういうところは思い切って避難箇所を変えろとか、いろんなやっぱり対応が今求められるんじゃないかなと思えます。

どっちにしても、先ほど建設産業部長が言われましたように、異常なエルニーニョ現象なのか知りませんが、皆ほとんどの災害は、70、80の人が、生まれて初めてこういうのを見た、こういう経験をしたというような異常気象が発生をしておりますので、十分そういうことを加味した上で防災対策を、今までのような絵にかいたような防災マニュアルでなしに、やはりきちっとしたものにしていただきたいということを申し上げて一般質問を終わります。

議長（小坂智徳君） 以上をもって宗政信之君の一般質問を終結いたします。

明9月17日午前10時より会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後4時10分 散会